

第40回宍粟市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成23年3月4日（金曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 3月4日 午前9時30分宣告（第3日）

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

出席議員（20名）

1番 岸本義明議員	2番 寄川靖宏議員
3番 高山政信議員	4番 秋田裕三議員
5番 西本諭議員	6番 岡崎久和議員
7番 東豊俊議員	8番 福嶋齊議員
9番 大倉澄子議員	10番 實友勉議員
11番 大上正司議員	12番 木藤幹雄議員
13番 山下由美議員	14番 岡前治生議員
15番 山根昇議員	16番 藤原正憲議員
17番 伊藤一郎議員	18番 岩路昭美議員
19番 小林健志議員	20番 岡田初雄議員

欠席議員 なし

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長 畑中正之君	書記 榎谷米男君
書記 長尾紀子君	書記 原田渉君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 路 勝 君	副 市 長	岩 崎 良 樹 君
教 育 長	小 倉 庸 永 君	会 計 管 理 者	釜 田 道 夫 君
一宮市民局長	西 山 大 作 君	波賀市民局長	山 本 久 男 君
千種市民局長	山 本 繁 君	企 画 部 長	伊 藤 次 郎 君
企 画 部 次 長	岡 崎 悦 也 君	総 務 部 長	清 水 弘 和 君
市民生活部長	大 谷 司 郎 君	健 康 福 祉 部 長	秋 武 賢 是 君
産 業 部 長	平 野 安 雄 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 田 学 君
土 木 部 長	神 名 博 信 君	水 道 部 長	米 山 芳 博 君
教育委員会教育部長	福 元 晶 三 君	総 合 病 院 事 務 部 長	広 本 栄 三 君
消防本部消防長	野 崎 信 君		

(午前 9時30分 開議)

○議長（岡田初雄君） おはようございます。

連日御苦勞さんでございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（岡田初雄君） 日程第1、一般質問を行います。

順番、発言を許可します。

18番、岩蔭昭美議員。

○18番（岩蔭昭美君） おはようございます。18番、岩蔭でございます。

当議会の冒頭に田路市長が就任当初に表明されました自治基本条例が提案されました。あわせて議会基本条例も提案の予定であります。いずれも議会、執行機関の今日までのあり方を住民主体の自治体に変革すべきとの認識のもと、情報の公開とか、あるいは説明責任、こういったものを一層強く我々に求められております。そうでなければ、仏をつくって魂入れずであります。そうした意味からも今日の質問もそうした立ち位置に立って行いたいと思いますので、ひとつ答弁のほうもそうした考え方で率直な答弁を求めたいと思います。

さて、最初に、教育長に対し、学校園の統廃合、幼保一元化計画の推進に関する諸点についてお尋ねをいたします。

これらの問題については、昨日、岡前議員、あるいは高山議員からのいろいろな質問があったわけでございますが、その答弁を聞きながら、どうもトップの教育長の顔がよく見えないなど。独立行政委員会としての責任ある姿がうかがえないのは誠に残念であるという感想を持ちました。

それで、本日は、極めて具体的な、細かな点に諸点についてお尋ねをいたしますので、ひとつ簡潔に決断のある答弁をいただきますよう、最初をお願いをいたしておきます。

まず、本年度、千種東小学校と南小学校が統廃合をいたします。来年は北小が廃校になる計画です。そこで、近々に東小学校の閉校の催しが行われますが、一連の閉校事業は誰の主催でどのように実行をされますか。

続く北小学校の閉校事業は誰が主体となって、どういう計画で実行をされていけるんでありましょうか。

廃校される東小及び北小の施設はどのような利活用、管理計画が決定をされておりますか。学校設置管理者の立場から端的な計画の説明を求めたいと思っております。

次いで、企画部長にお尋ねをいたします。

寄川議員の質問されました本市の過疎自立促進計画についてであります。既に、旧千種町、波賀町域のこれを過疎対象地域として事業が進められているわけでありますがけれども、この特別法の目的は申すまでもなく、現に現存する本市の南部との規制上の格差の是正、底上げをまず支援するところにあります。

部長は、数ある南北の格差の中において、まず、格差是正を急ぐべき優先分野は何であるかという認識をお持ちでありますでしょうか。優先すべき分野において、平成23年度において手がけられるハード事業は何で、ソフト事業はどのようなものがありますか。

同措置法は、平成27年度に終わる時限立法であります。期限内に行う重点施策は何であり、北部地域の格差の是正をどのレベルまで達成される目標で、事務事業を進めておられるのか、その基本計画を明らかにしていただきたいと思っております。

あわせて、千種、波賀の両市民局長の所見をお伺いをいたします。

御両者にあつては、一般的な管理職の重責に加えて、過疎対象地区を統括する立場として旧千種、波賀地区住民の最も期待する職責であります。南部地域との条件不利分野、格差是正施策の推進に御努力いただかなくてはならない責任が加わっていると私は認識をしております。本市において、過疎対策政策の立案、施策実施のこれを図る上において、市民局長には住民の期待に沿うべく十分な権限の付与がありますか。

また、市の過疎対策事業の、これを効率的に進める際に重要と考えられる諸点等があるならばお示しをいただきたいと思っております。

また、過疎対策事業を包括的に所管する部門として企画部があるわけですが、この所管統括部門との関連において所見があれば、あわせてお聞かせをいただきたいと思っております。

続いて、市民生活部長に、にしはりま環境事務組合への取り組みについてお尋ねをいたします。

従来、とかく一部事務組合への取り組みや管理運営に問題が生じております。宍粟美化センターや山安など、一部事務組合の愚を再び繰り返すことがあつては住民に顔向けができないのと私どもの責任でございます。その反省に立って、将来のご

み処理、リサイクル事業体の中核となる本市は、主体的な責任を負う立場にあります。今、どのような考え方、スタンスで取り組んでおられるのか、今後の基本姿勢についてお示しを願います。

最後に、消防庁にお尋ねをいたします。

先般、視察に同行いただいたわけですが、その淡路市におきましては、特に私が強く感じましたのは危機管理を明確な理念として組織体制の中核に据えられておりました。

阪神・淡路大震災の原体験を踏まえたものでありましようけれども、とりわけ、実在組織としての消防団をより実効性ある中核的組織として再認識をされた組織であったように感じました。団員構成をも含めまして、広域消防本部と消防団のさらなる有機的な結合の必要性を思った次第ではありますが、これについての消防庁の所見を承りまして、一回目の質問といたします。

○議長（岡田初雄君） 岩路昭美議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 御質問にお答えをいたします。

まず、閉校事業についての件でございますけれども、御承知のとおり、千種中学校区の学校規模適正化によりまして、平成23年4月1日に千種東小学校を閉じて、千種南小学校と一つになることから、自治会、それから保護者及び学校職員から構成されます「千種東小学校閉校記念事業実行委員会」を設置され、学校の歴史の保存や記念の行事の準備が現在進められておるところでございます。

学校設置者である市といたしましては、もろもろの事務事業とあわせて3月13日に「千種東小学校閉校式典」を挙行し、長い学校の歴史を閉じることとしております。また、あわせて同日に、実行委員会主催による「閉校記念式」いわゆる「惜別の会」という名前がつけられておるわけですが、それを催される予定になっております。

なお、千種北小学校においても、現在、同様の実行委員会が立ち上げられ、関係事務について準備を進めておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） 続きまして、学校規模適正化で閉校となる学校施設等の利活用につきましては、企画部のほうが総合的な窓口として所管しておりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

学校規模の適正化により閉校となります学校施設等の利活用につきましては、こ

の間、学校規模適正化に係る説明会の中で、校区ごとに跡地活用協議会を設置していただきまして、活用方針を検討していただくようお願いをしております。

このような中で、千種東小学校につきましては、現在、鷹巣自治会におきまして、跡地利用部会を設置され、地元としての利活用に向けた検討を進められているところでございます。

先般、この跡地利用部会より市としての考えを聞きたいとの要望を受けました。このことにつきまして、跡地利用部会へ私どもが出席したところでございます。

そんな中で、今後の活用の方向性といたしましては、一つとしては、民間活用というふうな利活用、二つ目には、公共施設、宍粟市全体、または市民局等の範囲の中での公共施設、三つ目には、地元の地域コミュニティの核としての利活用に大別されているのではないかというようなことで説明をさせていただきました。

今後は、まず地元と行政が一体となって、地域振興に繋がる活用を検討することを理解いただいたところでございます。このように地域との協働による検討結果を踏まえまして、宍粟市として利活用方針を決定していきたいというふうに考えております。

また、4月以降の千種東小学校の管理につきましては、利活用方針が決定されるまでの間の利用については、管理方法も含めまして地元と協議をしていく中で決定していきたいと考えております。

なお、千種北小学校につきましては、今後、具体的な検討に入るということで、自治会等々の連携を取っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

引き続きまして、過疎自立促進計画について、五つのことにつきまして御質問をされておりますので、そのことについてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、1番の南部地域との格差は、どの分野にあると認識しておるのかというふうなことでございますけども、過疎地域とそれ以外の地域の格差についての御質問でありますけども、過疎地域以外の中山間地においても同様の課題があると捉えておりますが、まず1点目に、地域公共交通、また医療、3点目に雇用環境、さらには。少子高齢化による地域コミュニティ存続の危機などが挙げられると思っております。

また、その中でも、優先施策といたしましては、生活者の交通手段の確保として、波賀・千種間の路線バスの検証、地域医療の確保のための取り組みであろうというふうに考えております。また、雇用対策として、地域資源を生かした観光の振興な

ども重要な施策であると思っております。

このように過疎地域の自立促進に向けては、御指摘のとおり、施策に優先順位をつけて、スピーディーに行うとともに、総合的かつ計画的に対策を実施することが肝要であるというふうに思っております。

三つ目の平成23年度に予算計上しておりますハード事業は、幼保一元化推進事業、また彩の森整備事業などであります。

四つ目のソフト事業でございますけれども、先ほど教育長が説明されました学校閉校の記念事業でありましたり、また波賀・千種間の実証運行事業などを予算計上をさせていただいております。

五つ目の地域間格差をどのレベルまで達成するのかというふうなことでございますけれども、市域全域と過疎地域の人口の推移を見ますと、平成17年3月31日と平成21年3月31日の比較で、宍粟市全体で4.4%の減少がございます。それに対しまして、過疎地域のそれは7.6%となっております。これは今まで過疎事業等に取り組んできた一定の効果があらわれているものというふうに考えておりますけれども、計画期間内において大規模な企業の進出等がなければ、宍粟市の人口は減少傾向にあると予想しておりまして、過疎地域においては、総合的な施策を展開することによりまして、宍粟市全体の人口減少率を上回らないことを過疎地域の大きな政策目標と考えております。

また、今回、後期基本計画の際に実施いたしました「まちづくりアンケート」等の結果も比較検証しながら、「まちづくり」を進めることとしております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 波賀市民局長、山本久男君。

○波賀市民局長（山本久男君） 先ほど過疎地域を所管する市民局長として、市南部地域と北部の格差の是正は地区住民の最も期待する職責であるが、期待に沿える権限付与があるかというお尋ねでございますけれども、市民局長の仕事は、その地域におけます市の施策のほとんどにおきまして何らかの関係を持ち、かつ責任もある職責と認識をしております。

特に、宍粟市が合併してからは、本庁が山崎にあることから、現地解決型として市民局が設置してあります。市民は市民局がすべて対応してくれると期待もしておりますし、市民局に勤める職員も少人数ではありますが、それに応えられるように日々精進しております。本庁と市民局が常に一体であるように、常にそうしたことにつきまして、内部調整に努めているところでございます。

過疎指定地域におきましては、議員も御承知のとおり、一定基準の人口減によりまして、他の地域と比べて活力が低下している地域が指定されております。特別措置としまして、過疎債という有利な起債が充当できる制度をつけて、格差是正を行うこととされておるところでございます。

市が施策を計画立案するにつきまして、管内の状況を把握し、計画を樹立するときに当然こうした制度を利用するわけでございますが、そのためには、地元要望を含め、市の総合計画や過疎事業計画を展開する中で、過疎地域の位置づけを十分認識し、関係部局と調整をしながら事業を進めることが大切であると考えております。以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 千種市民局長、山本 繁君。

○千種市民局長（山本 繁君） 引き続き、岩薮議員の質問にお答えいたします。

過疎関連の3点の質問でございます。

まず、第1点目ですが、市民局長として格差是正にこたえる権限付与はあるのかということでございますが、過疎地域の指定の趣旨、それから地域の実情、これらを十分踏まえて過疎計画の樹立と推進にかかわること、これにつきましては職責、職務の範囲の中に当然あると認識をいたしております。

初めに、過疎地域の自立促進法第1条ですが、これの目的は、人口の著しい減少によって社会の活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備が他の地域と比較して低位にある地域を特別措置を講じて格差是正を行うとされております。千種町、波賀町はその地域として指定されたと認識をしております。

合併前は、千種町全域が過疎地域であったわけですが、平成17年に合併し、宍粟市の一部地域と指定がされていることは御認識のとおりでございます。

次に、市の政策立案、あるいは実施に際し、留意し効率化を図る重要な諸点についてでございますが、まず、計画立案に際しましては、地域の実態に合った計画を樹立することが重要だと考えております。

次に、実施に際しましては、市の総合計画と整合性を図る中で、過疎計画の位置づけを十分認識し、計画に基づき予算に反映し実施していくこと。さらに効率化については、過疎計画に基づく事業の実施について、財政上の特別措置として過疎債が適用され、事業の促進支援が受けられることから積極的な取り組みが格差是正の効果、効率を生むと考えております。

いずれにいたしましても、市としては宍粟市総合計画に基づき、施策を展開していく中で、過疎地域指定の位置づけと法的趣旨を十分認識し、過疎計画に基づく諸

施策を着実に推進していくこと、このことが最も重要なことであろうと考えております。

3番目ですが、所管部門との関連についてであります。過疎計画に掲上してあります各諸施策は、御案内のとおり多岐にわたっております。実施については、それぞれの担当部署が対応することとなりますので、各関係部局との連携、あるいはまた進捗の状況等の管理の必要性の面からもその本庁部局、関係部局との市民局の連携は重要なことと考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） 続きまして、にしはりま環境事務組合への取り組みについて申し上げます。

3市2町で構成しています「にしはりま環境事務組合」の本体施設の起工式が先般行われまして、いよいよ平成25年4月稼働開始に向けまして施設建設がスタートをいたしました。

宍粟市は、人口では構成市町の40%を占めております。経費負担にしましても、事業費の約40%を負担します構成市町の中で負担割合が一番高い市であります。本施設の運営については、最小の経費で最大の効果を発揮できる運営ができるように、宍粟市としまして主体的にかかわっていきたいと考えているところであります。

あわせて、情報公開を積極的に取り組み、働く職員が法令を遵守できるとともに、高い倫理観を持って職務が遂行できるよう、常にその組合と市との連携を保っていききたいというふうに考えております。

また、一方、施設へごみの搬入が始まりますことにあわせまして、ごみ分別の方法が大きく変わってまいりますことは、常日ごろから住民の皆さんにもお伝えもしておりますところではありますが、この市民の皆さんへ「ごみは捨てるものではなく、分別することによって再利用できるもの」というような認識を持っていただき、正しい分別を各家庭で実施していただくため、市民の皆さんにより一層の御理解、御協力を求めていく取り組みが大きなウエートを占めていると思っております。分別がしっかりできたごみを搬入することが、この構成市としての大きな役割でもあるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 消防本部消防長、野崎 信君。

○消防本部消防長（野崎 信君） 失礼いたします。引き続きまして、岩薮議員の御

質問にお答えいたします。

御承知のとおり、消防署・消防団は、この任務といたしましては、施設・人員を活用いたしまして、市民の方々の生命・身体並びに財産を火災等の災害から保護するとともに、災害を防除し、また、あらゆる災害による被害を軽減するということを任務としているところでございます。

そのためにも、平時におきましては、消防署と消防団は一体となった合同訓練、各種訓練、それらによりまして連携を深めるとともに、また、研修等を通じまして知識・技術の向上を図っているところでございます。また、有事の際におきましては、地域に密着しましたこの消防団と情報を共有いたしまして、一体となった活動によりまして、あらゆる災害に立ち向かう。そういった中におきまして、被害の軽減を図るように努めております。

消防本部では、各種災害への対応を図るためにも、消防計画を策定しております。この消防計画につきましては、現在までに数回の改正を踏まえまして、災害によります組織計画、あるいは火災防御計画、風水害の警防計画、あるいは震災対策計画、救急救助計画、これらの各種災害の対応計画、これに係ります、また非常召集、あるいはそれぞれの活動計画、これらをはじめ国民保護計画、あるいは、市民防災指導計画、これらを盛り込みまして新しく消防計画といたしまして、一昨年の災害を教訓としまして、その中で特に救助活動にも教訓を得ているところでございます。そういった中で、昨年の10月に最終見直しを行いまして、現在、運用しているところでございます。

消防署・消防団、これらにつきましては、常に地域住民の方々の防災の中核としまして、市民の方々の安全と安心を確保する重要な役目と考えております。そういった中で、今後におきましても、市民の方々のさらなる信頼にこたえられますように連携の強化を図っていくと、こういうことが大変これからも重要であると、そういうように考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩薮昭美議員。

○18番（岩薮昭美君） 今、それぞれ1回目の質問に対して答弁いただいたんですが、あと個々にお尋ねをしていきたいと思っております。

私、言いたくて言ったわけじゃありませんけども、冒頭にどうも独立行政法人としての教育委員会、あるいは教育長の顔が見えないというのが大変残念だということを申し上げました。まさしく、その感を非常に強くしているんですけども、個々

にお尋ねしていきますけども、この閉校する東小、当面の事業について実行委員会方式でやると、こうおっしゃいました。学校は、もちろん設置者は宍粟市であり、教育委員会であるわけですが、どうも記念事業、閉校の事業そのものは窓口は企画部になっているとこうおっしゃるですね。僕は、そこらのところがどうももやっとして、教育委員会としての主体性というのはどこにあるんだなあということを感じるわけでございます。顔が見えないと申し上げるゆえんはそこにあるんですけども、もちろん、教育長のところにも出ていると思いますけども、鷹巣の自治会長と東小のPTA会長から閉校記念事業を実施するについての要望が出てございますよね。その中の一番大きなことは、実行委員会というのをつくるんだということになったようですが、これは行政との協力でやるというふうになっているんですが、特に記念事業が十分に実施できるように費用弁償とか、市行政として最大限の支援をお願いするという要望が出ておるはずなんです。

この最大限の事業というのは、お金の面で聞くのが一番簡単かと思うんですが、記念事業に市としてどれだけの予算をお持ちだったんでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） まず、閉校式典のいわゆる記念事業の実行委員会ですけれども、窓口は教育委員会で担当をしております。

それで、閉校記念事業の実行委員会で行うということにつきましては、3月の13日に式典を行うわけですが、一連の記念事業といたしましては、例えば、9月に実施していただきました運動会、あるいは秋の学習発表会、それぞれの学校の行事がすべて、いわゆる今年が最後の年になるということで、記念事業として位置づけていただいております。

そういう中で、この内容、あるいは性格等をあわせますと、学校あるいは保護者、地域の皆さん方の代表で組織していただく実行委員会で、この閉校に関する記念事業を実施していただくことが望ましいということで、この市といたしましては、閉校記念事業補助金という形で財政措置としまして上限100万円という、そういう予算を計上させていただきました。この記念事業が円滑に進むよう、予算計上をして実施しておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩路昭美議員。

○18番（岩路昭美君） 今、教育長、補助金ということをおっしゃいましたが、学校を廃するという決定は、自治会が求めたものでも、地元が求めたものでもないわけですね。やっぱり施設者の責任において廃校する、これが閉校に至る一連の事業が補

助金という捉え方でいいのかということが、私は一つ疑問に思うんです。

この自治会も大変この出費に苦しんでいます、小さい自治会ですから。記念誌を発行するわけですが、もちろん映像でもやるんですが、いわゆる印刷物としてやる、予算を自治会としてはなかなか独自に負担できないということで、各戸に割り当てなされているということがあります。しかし、これは地元の熱意として、そらまあ協力しよう、やろうぜということになっているから問題はないんですけども、そういう地域の気持ちをいいことにして、いわゆる補助金で済ますという姿勢、これはいかがなものかと、私そこに主体性も責任もないんじゃないかと。

教育長、御存じだと思いますが、いわゆる野尻小学校に引原が統合しましたから野原になっているわけですが、そのときに波賀町がとったのは古くなっている、いわゆるその小学校を新築しましたよね。そして、引原を統合するについてはそれなりの、いわゆる責任ある姿勢を持って、まず野原小学校をしっかりと新築をし、引原の跡地も姫路市に結果的には引き継がれるまで責任を持った。それに比べて、地域の善意に甘え過ぎているんじゃないかと。これは鷹巣だからやれるかわかりませんよ。北小はやれるんですか。ほかの統廃合をやっていくときに、こういうような姿勢で本当に設置管理者としての責任が果たせるのかと。全く顔が見えないというように私は思っています。それに対してはどうですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 当然、設置者としての部分がございます。例えば本議会に上程させていただいております条例の改正、あるいは教育委員会の規則の改正、それから、いわゆる適正化後の校舎改修に1億8,000万円余りの予算も計上させていただいたり、あるいは、スクールバス等の対応についての準備もさせていただいております。

また、平成23年度におきましても、同様の予算をお願いしておりますのでございまして、市として、設置者としてのこの閉校に伴う事業につきましても予算等含めまして対応しております。

先ほども申し上げましたけれども、いわゆる閉校記念事業という部分につきましては、いわゆる設置者としての、どう言いますか、仕事と言いますか、設置者としての役割の部分と、それから、地域あるいは保護者、あるいは学校としてのいろんな思いの部分の部分が重なり合う中での閉校記念事業でございますので、そういう意味で上限100万円という形で、この閉校記念式典の中身につきましても、いわゆる公金として適切でない部分も当然あるわけでございますので、そういう中で、我々と

してはこのそれぞれの学校が閉校に向けて、この事業が円滑に進むという、そういう観点の中でこういう形の予算計上をさせていただいておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩薮昭美議員。

○18番（岩薮昭美君） 今、受け皿になる南小学校のほうにも改築で十分な体制をやっておると、こういうことでございますね。じゃあ、お尋ねしますが、これは別ですけども、今、現南小学校の改築が進んでいるわけですが、教育長、お尋ねしますが、宍粟市の小学校で学童プールのない学校は幾つあるんですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） ちょっと今、手元に資料持ち合わせておりませんので、確認をして御報告申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩薮昭美議員。

○18番（岩薮昭美君） 報告していただかなくていいんです。現在の南小学校、学童プールがないのは多分千種だけだと思いますね。東と北を南に合わせて千種小学校として教育ゾーンとして受け皿もしっかり責任を持ってやっていると。その今改築を進められている小学校に学童プールがないのは、千種の今度の小学校だけだという御認識さえないというのは、これ一体どういうことなんですかね。

昨日の高山議員の質問に対しても教育ゾーンという言葉を行いましたけど、そこに一元化だとか、0歳児から15歳までの一元化だとか、あるいは先進連携型、一元型の子どものモデルにとかとおっしゃっていますけどね、口で。実態は、僕は熱意が非常に薄いと、逆な言い方すれば、教育行政の心どこにあるんだということなんです。

幼保の一元化、こう時間がないからあんまり進められないかわかんけども、この小学校をスムーズに地域が一生懸命協力してやっているこの事業においても、こんなことであとあと市の適正化計画って進んでいくのかなと大変心配なんです。閉校事業やる、一連の催しをやる、実行委員会でやる、それは結構です。地元をも巻き込んでやるんだと、結構だと。窓口は企画部が受けていますからって、こんなあんた、いいかげんな教育行政ってあるんですか。どこに独立行政委員会としての責任ある顔が見えるんですか。何で今度の受け皿になる小学校の学童プールがないってことがわからないで、それを何で今度せつかくの機会だから、波賀の小学校の統合のところと考えると、比較を並べたってわかるじゃないですか。やるべきことをして、しっかりと受けとめてこそ、保護者も地域の間人も安心しますよ。何ですか、どういうことなんですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） まず、プールにつきましては、いわゆるB & Gのプールで子どもたちの、いわゆるそういう教育、水泳等の指導については、支障のない形でさせていただいております。

それから、もう一度申し上げますけれども、この実行委員会等につきましては窓口としては教育委員会として対応をさせていただいておりますので、あわせて御説明申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩薮昭美議員。

○18番（岩薮昭美君） いや、もう当然です。それはもう教育委員会が一手に構えてやられて当然なんです。しかし、今、B & Gのところで言われましたね。あの施設がどんな施設かという御認識あります。使う期間だけあそこ、ビニールのテントで囲むんですよ。暑い夏にビニールのシートで囲まれたプールがどういう状態になるかって御存じですか。こんなこと一部のことでいいんですけどね、非常に不衛生なんです。それで、子どもはうっかりしてたら、しらみが一挙に繁殖して気色悪くてやっておられへんって、川で泳いでいるほうがましだと言って使わないような実態があるんですよ、もう古い古い施設ですよ。あれで教育施設として統合した小学校の学童プールの代用ができるんですか。実態、御存じないわけでしょう。私は、そう受けとめているんですね。あれで十分なんですか。教育ゾーンとしてあれでいいんですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 十分ということについては、いろいろな部分があるかと思いますがけれども、衛生の面含めて私も実際にそういう時期に見たことがあるわけですが、衛生基準、安全、そういう部分につきましては十分配慮する中で水泳指導等を行っていただいておりますと認識をいたしております。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩薮昭美議員。

○18番（岩薮昭美君） 見解の相違ですから、時間がないですから、これはこれでまた所管の委員あたりでもしっかりとよろしくお願ひしたいと思っております。

幼保一元化のほうもこれ時間がなくなりましたが、昨日のやりとりを聞いてまして、まず、きちっとした答弁が得られていけませんので、教育委員会の現地の関係者の説明では、いわゆる幼保一元化をして、平成24年4月に廃園とこういうことになっているんですが、その日時は本当に間違いはないんですね。やられるんですね。進められるんですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 昨日の答弁でもお答えいたしましたように、教育委員会といたしましては、今、保護者、あるいは就学前の子どもを持たれております関係の皆さん方、そして地域の皆さん方含めて順次懇談会、あるいは説明会等で理解を求めておるところでございます。その説明の中に、いわゆる場所の問題、あるいは教育内容、あるいは保育内容の問題含めていろいろ御意見をいただいております。実施時期につきましても平成24年4月という形でお示しをして、今、御理解を求めておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩薮昭美議員。

○18番（岩薮昭美君） そこまでは昨日よく聞きました。保育所に預けるにしても、別々の今の現状のままにいくにすれば、それぞれ保護者迷うんですよ。園にしても受け入れ体制迷うんですよ。4月1日から開園ということは、何が何でも責任を持っておやりになるんですねということを知っているんです。条件がそろわなければ、こども園は先延ばしするというのもあるんですか、どっちなんですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 先ほど申し上げましたように、我々としては、教育委員会としましては、例えば、民で大丈夫なのかとか、あるいは十分幼稚園教育といえますか、幼児教育ができるのか、いろいろな御質問なり、御意見をいただいております。それにつきまして、逐次こういうふうに考えております。こういうような形で実施をさせていただきますという、そういう説明をしておる中で、4月1日にお願したいということもあわせて説明をさせていただいている、そういうことでございます。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩薮昭美議員。

○18番（岩薮昭美君） そうして一生懸命やっておられるんですが、それがうまくいかなかったら、もう4月1日にはやるんだと。うまくいかなかったら先送りするんですか、どっちなんですかということです。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 今、それぞれ地元、あるいは関係の皆さん方にこういう形でお願したい、あるいはそれぞれ課題をいただいたことにつきまして理解を求めておるところでございますので、その時点でうまくいかなかったらどうするというような、そういうことについては今の段階では考えておりません。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩薮昭美議員。

○18番（岩薮昭美君） それだからね、本当に皆現場で迷っているんですよ。誰もかれもが混乱しているんですよ。姿勢をはっきり示されなかったら、混乱するのは当たり前じゃないですか。しかし、これ以上の教育長の答弁としてはそういう言い方しかできないんだから、それはもういいですわ。

それから、もう一つは、昨日話を聞いていてね、びっくりこけたんですけどね、高山議員が現幼稚園もしくは保育所の増改築だったら費用はどれぐらい見込まれているんですかと、1億1,000万円だと言われた。統合して南小学校が千種中学校になったときに、子どもも減るんだし、教育ゾーンとして新たな立地を求めて、そこで新しい施設をつくられたらどのぐらいですかと聞いたら6億円ぐらいと言われましたね。そんなことが公の席で言ったら、みんなそれこそ余計不信感持ちません、でんぐり返りません。6億円の予算でどんな学校の新築、改築ができると思われませんか。3階も4階も体育館もつくって、あらゆる施設をつくった大新築を考えておられるんですか。6億円の根拠ってそれ何なんですか。そういうずさんな答弁がこの議会で許されていていいものとは、僕は昨日聞いていて思わなかったんですがね。どういうことなんですか、6億円、新築6億円。そんなこと地元で言えば、6億円もかかるんやったら、これはどないでも話にならんなど、こういうことになりかねませんわな。判断材料として検討してもらう材料にもならんじゃないですかね。私はそう思います。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） あくまで概算でございますけれども、基本的には、非常に財政状況の部分がございますので、教育委員会といたしましては、いわゆる今ある施設を有効にといいますか、今ある施設を活用する中で、昨日も申し上げましたけれども、いわゆる教育、保育の環境を最大限整えるというそういう視点で申し上げたところでございます。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩薮昭美議員。

○18番（岩薮昭美君） ということは、幼稚園、保育所の現施設を財政上の事情があって使いたいんだけど、それどちらもうまくならなかった、新たにつくらざるを得ないということになれば、概算の6億円使ってでも新しいことをやるという意味合いですか。やめるということですか。話がうまく、今相談されたり、説明されていますけども、どちらもうまく話がつかなかったらどうなるんですか。そういう過程の話には答えられないということ、今言われましたけど、どういうことなんですかね。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 先ほども申し上げましたけれども、いわゆる施設改修等につきましても、既存の施設を活用しながら、いわゆる教育・保育環境を、こども園としての環境を整備するというのが、基本的な考え方でございます。そういう中で、お示しをしたところでございます。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩路昭美議員。

○18番（岩路昭美君） それで、十分な言われている言葉どおり教育環境を十分に整備することになるのか、ならないのか。それはやっぱり関係者がどう受け取るかということにかかっていると思いますので、これ以上、このことは言いません。

私は、幼保一元化について、一元化、一元化というから、いろんなややこしい問題が出るんですよ。僕は、一つの提言として申し上げますが、新たな施設をつくって、子どもも減ることですから、一体ですりゃいいんですよ。そういう先進事例あるじゃないですか。一体化して、幼稚園は公立かもわかりません。保育所は民営かもわかりません。社会福祉法人かもわかりません。しかし、一緒になって子どもと一緒にその中で職員も一体になって、そこで子ども園のあるべき現実的な姿の中で生み出していくというのも一つの方法になるんじゃないかと。それならば、僕はいろいろと両者がいろいろ見解が違っている問題も、知恵を出し合えるんじゃないかなというようなことを思っています。

いずれにしても、本市としては、適正化計画を進めたい、それは大方の合意だと思います。子どもが減ることですからね。

それから、幼保にしても同じことなんです。どちらにしても千種で今のような進め方をしておいて、失敗したら次は繋がりませんよという認識を一つ持ってもらいたい。

だから、スケジュール組んだんだから、平成24年の4月に何が何でもなんて、そら無理ですよ。それをやるなら、やっぱり、どうすれば一元化は3年、5年かかるかもわからんけども、一体化ならできる、これだったら地域の保護者のニーズにも地域の要望にも、あるいは両方の先生方の思いもかなえられるかもわからん。一元化一元化ってあんまりこだわらないで、とりあえず一体施設をつくるという方向で、ひとつもう一度知恵を出されることを提案をさせていただいておきます。これにつきましても所管の委員会等でもまだいろいろと意見が出たり、知恵が出ると思いますからね。

だから、つぶすことを目的に言っているわけじゃない。今のままでは無理ですよ

ということをはっきり申し上げておきます。責任あるモデル事業を一つつくるんだという気持ちで、是非とも取り組んでいただきたい、こういうように思います。

もう時間がないんでね、もう意見を言うだけになりますかね、企画部長ね、僕はそれ違うと思うんですよ。それは一般論や、それ総合計画の中にない過疎計画なんてありませんよ。しかし、現にある格差をとということに自立措置法があるわけなんです。だから、是非これは今答弁いただかなくていいですから、一宮・山崎という南部の地域と波賀・千種という、いわゆる過疎の指定地域になっているところのいろいろな社会整備であれ、何であれ、それはいろんな分野ありますから、その中で実態はこんな格差があるなということがわかるようなことぐらいはやってくださいよ。そしたら、我々もよくわかる。便利な財源として過疎債を使うということだけ、それで総合計画の一体化をなんて言っているからね、なかなかわかりにくいんです。だから、なるほどここにはこういう格差があるな、こういう格差があるなと、総論的な人口減少率がどうのとか、何とかと、そんなことは宍粟市全体、ほかの全国の市町村から見たら、宍粟市自体が格差があるんですから、そんなこと言っているんじゃない。まず、現実のその面内のひとつ分類だけでも所管として、しっかりやってください。お願いします。

終わります。

○議長（岡田初雄君） 以上で、18番、岩路昭美議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時45分まで休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時45分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

11番、大上正司議員。

○11番（大上正司君） 11番、大上でございます。通告に基づきまして、一般質問を行わせていただきたいと思います。

大きく2点について市長のお考え方をお尋ねしたいと思います。

まず1点目でございますが、合併後6年が経過し、総合計画にあります平成27年度を目標年次とした「夢のまち」実現に向けた前期計画の取り組みは順調に進められたかどうか、その検証と成果を聞きたいと思います。

「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」を宍粟市のまちづくりの将来像と掲げ、平成18年度から平成27年度までの10カ年のまちづくりを示した総合計画が策定されておりますが、合併後6年が経過し、総合計画に示されたまちづくりが順調に進められたかどうか検証しながら、現在、後期基本計画が策定されておりますが、市長はこの前期6年間の歩みをどのように検証されているか、お尋ねしたいと思います。

6年前、私たちは、私たちの住んでいるまちが将来にわたって大きく飛躍することを願って合併し、宍粟市が誕生いたしました。誕生と同時に、4人の市長が1人に、そして56人の議員が26人に、現在は20人となっておりますが、厳しい市民の皆さんの審判をおおぐ中で、初代市長に白谷氏が当選、4年後の選挙では、白谷市政の「新庁舎早期建設の是非」や「現地解決型市民局のあり方」などを厳しくチェックされ、指摘し、住民目線の行政を展開すると市民に訴えられ、見事田路市政が誕生いたしまして、2年が経過したわけですが、市長として、この6年間の歩みはしっかり検証されているものと思います。

後期基本計画の素案には、それぞれ項目ごとに、これから目指すまちの姿、現状と課題、成果をはかる指標などが設定してありますが、前期計画にはありません。前期6年間のまちづくりは、全体として基本計画に沿って順調に進められたかどうか、市長としてその成果や評価をどのようにしておられるのか、前期計画の実績表はいただいておりますが、市長の評価などをお聞かせいただきたいと思います。

さらに、市長が当時選挙で訴えられた「箱物行政や現地解決型市民局のあり方」、「住民目線の行政」などについても、しっかり検証され、その後の行政運営に改善、反映できたかどうか、どのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

今、国では民主党が政権公約、マニフェストどおりに実施されていないとか、厳しく批判されておりますが、そういった観点からも市長の選挙公約的なことも含めて、お考えをお尋ねしたいと思います。

次に、2点目といたしまして、国県道の改良促進に向けた宍粟市としての取り組みは十分か、要望・陳情はどのように行われ、十分できているかということについてお尋ねいたしたいと思います。

一般質問で国県道の改良促進については、私を含め毎回のように、誰かは質問されていると思いますが、一向に改良が促進されておられません。いつも、市長等の答弁は、西播磨市町長会やそれぞれの促進協議会を通じて要望している。また、機会あるごとに陳情・要望を重ねているが、県の財政状況等が厳しいことや、県の社会

基盤整備プログラムに計上されていなければ難しいなどとの回答ばかりが返ってきます。御努力はいただいていると思っておりますが、この1年間に市長自ら国県道の改良促進に向け、どれぐらい関係機関に要望・陳情に行っていたのか、聞かせていただきたい気持ちでいっぱいでございます。

促進協議会等に任せっぱなしになっているんじゃないでしょうか。行政や議会が一体となり、県議会議員や国会議員、さらには国県に対し強力に陳情・要望を展開し、改良を促進させる必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

後期基本計画の素案の中に、「市民が安全で快適な生活が送れるよう道路網の整備を進める」と位置づけられ、幹線道路の計画的かつ効率的な整備を進めるため、特に県の合併支援道路や主要地方道の整備に努めるとはつきり明記されております。

今後、国県道の改良促進について、どのように要望・陳情を国県に対し展開されるのか、具体的な考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

また、私が、昨年6月の定例議会で一般質問で質問しました、市長より答弁いただいております国道429号、三方町～上岸田間の改良について、平成30年度までに完成予定と聞きましたが、一向に動きがありません。本当に間違いなく着工していただけるのか、再度確認をさせていただきたいと思っております。

さらに、主要地方道、養父宍粟線曲里～嵯峨山間の改良について、国道29号の曲里橋下流にある中州を除去する河川工事が施工されることに伴い、そこにある可動井堰を上流に移動さす計画があると聞き、これらの事業とあわせ一体的な養父宍粟線の改良を進める必要があるのではないですかと質問しましたことに対しまして、市長より、ルート変更も視野に入れ、国県に要望すると答弁していただきました。その後、どのような要望・陳情が行われ、どのような回答があり、現在、どのように検討がなされているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

もう1点、景気と雇用、さらには人口増対策についてお尋ねしたく通告しておりましたんですが、議会運営委員会で協議された結果、予算質疑で行うようにということで指示があり取り下げました。

一般質問が骨抜きとなったんですが、以上で1回目の質問を終わらせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 大上正司議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、大上議員の質問にお答えをいたします。

総合計画の前期基本計画の検証と成果に対する質問であります。市民とともに

まちづくりを進める市民目線に立った市政運営に取り組み、就任以来2年目を迎えようとしておりますが、この間、一昨年8月の台風第9号による豪雨災害からの復興を最優先課題として、「安全・安心のまちづくり」に取り組んできたところであります。

また、少子高齢化や過疎化が急速に進む中であって、地域に元気を取り戻すための地域力の向上を目指して、「まちづくり協議会」を立ち上げ、地域が主体となった特色のあるまちづくりを進めるための「まちづくり計画」の策定に取り組んでいるところであります。

また、今年度は、平成18年から平成27年までの10年間の計画期間とする総合計画の前期期間が終了することから、平成23年度から5年間の計画を定める後期基本計画の策定を進めているところであります。この計画の策定に当たっては、前期5年間の取り組みを検証する中で、前期基本計画の実績表として取りまとめを行い、これらに基づいて後期基本計画を策定をいたしているところであります。

しかしながら、前期基本計画については、達成度の検証というのが難しい計画となっております。そういうことから、後期基本計画については、まず、目指すまちの姿を冒頭に掲げ、次いで、現状と課題を分析をしますとともに、まちづくりアンケートによる現時点での市民満足度を示し、市民・事業者と行政の役割を明確にしながら、個別施策と重点事業を掲げ、最後に施策に対するまちづくり指標を設定することで、事後の検証に耐え得る計画の策定を進めているところであります。

また、合併から6年が経過をいたしますが、この間、それぞれ旧町での市民の行政のかかわり方の違いなどが、参画と協働によるまちづくりの前進を鈍らせる要因となっているのではないかなど、こういったことを感じました。市民が主体となった参画と協働によるまちづくりのルールを定める自治基本条例の制定を目指し、議会に今、提案をいたしているところであります。

平成22年度は、「創造と挑戦」の年と位置づける中で、新たな取り組みや価値観の創造を進めていくとともに、市民による宍粟市づくりの実現に向け、総合計画後期基本計画をはじめ、自治基本条例等、市民の参画と協働によりその策定を進める中で、市民目線の行政を基本として、市民とともに歩む行政に向けた足がかりにしていきたいというふうに考えております。

次に、箱物行政につきましては、現在、策定しております第二次行政改革大綱におきましても、公共施設の有効利用を図り、施設の統廃合、機能集積等を推進することにいたしており、施設の利用状況、ニーズ等の実態把握に努め、諸施設の保全

の観点や運営コスト等を踏まえて、さまざまな角度から検証を行うことといたしております。

施設の整備につきましては、校舎の耐震化や学校規模適正化並びに幼保一元化施設の設置に向けた施設整備、あるいは、老朽化した市営住宅の建替工事等、限られた財源の中で、選択と集中により必要最低限の整備にとどめているところでありませす。

また、現地解決型市民局のあり方につきましても、昨年の市政検証委員会の意見からもうかがえるように、職員数の確保が現地解決型市民局のあり方ではないと考えております。委員会の意見としては、市民局に期待するものとして、現場での迅速な、そして責任ある対応と親切丁寧な対応が求められているところでもあります。加えて、必要なものは市民とともに考え行動すること及びその熱意を市民の皆さんに伝えることであるというふうに考えているところでもあります。

このような中で、平成23年度は「さらなる創造と挑戦」の年と位置づけ、自治基本条例の理念にふさわしいまちとして、本格的な参画と協働のまちづくりを推進するための仕組みの構築と多様な行政ニーズを柔軟に対応できる財政の健全化に取り組む、市民とともに活力あるまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えているところでもあります。

次に、国道・県道の改良促進に向けた要望・陳情の関係でございますが、御質問の要望・陳情回数であります。平成22年度に関係機関へ直接要望を行ったものは、近畿地方整備局、兵庫県、岡山県等へ志引トンネル等の早期実現などの要望、また、各促進協議会の要望会におきましても、それぞれ促進協議会が抱える各路線の早期整備の要望について、回数をおっしゃっていただいたわけですが、18回要望活動を実施いたしております。

その結果、平成22年度の補正によりまして、国土交通省では、国道29号の波賀町防災事業、山崎大橋の歩道橋の設置、県では養父宍粟線の福中～生栖と大沢岩野辺線などが追加補正に繋がったところでもあります。

今後の要望・陳情につきましては、今まで各促進協議会の総会の場に参加していただいております国・県の方々に、その場で要望等を行い、回答も受けておりましたが、今後はさらに議員の御提案のとおり、国会議員・県会議員ともに要望・陳情を重ね、また、促進協議会とも連携をとりながら、ともに関係機関へ直接出向き要望を行っていく考えであります。

宍粟市は、道路が唯一の移動手段であり、道路基盤整備は最重要事業と認識して

おるところでありまして、国県道の改良促進に向け、機会あるごとにあらゆる手段を持って要望・陳情活動を強力に進めていくところであります。

また、具体的な御質問の国道429号の三方町から上岸田間の改良につきましては、兵庫県が進めております新行財政構造改革推進方策により、新たな「社会基盤整備プログラム」（平成20年度から平成30年度）であります。これらが改訂をされ、その後、後期事業として平成26年度着手、平成30年度完了というふうに記載がされているところであります。そうしたことで実施ができるものというふうに確信をいたしております。

それから、主要地方道養父宍粟線の曲里～嵯峨山間につきましては、現在、曲里の中州の買収を国で行っていただいているところがございます。そうした状況を見ながら、河川改修事業と主要地方道の改良工事を一体的に進めていただくよう国県に要望し、今後は地元、あるいは、国土交通省、兵庫県、宍粟市の4者を持って計画協議が進行するというふうに思っております。

以上でございます。

そ〇議長（岡田初雄君） 11番、大上正司議員。

○11番（大上正司君） それでは、再質問させていただきます。

まず、1番目の前期のまちづくりにつきましての質問でございますが、今、市長のほうから、いろいろと取り組みについてお聞きしたんですが、私も思いますのに、見せていただきまして、大変評価するというんですか、効果そういった実績を見まして前期の取り組みの評価が採点するのに難しかったので、今、市長にお尋ねしたようなことでございますが、総体的に考えまして、前期のまちづくりは旧町時代の継続事業を中心に一日も早く宍粟市が一つにという思いで、厳しいこの経済社会情勢の中で計画に沿って懸命に行政が推進されたというふうに思っているんですが、100点満点とはいかなくてもしっかり取り組んで来られたんじゃないかなと、私自身はそういうように思い、前期この6年間でまちづくりの基盤はできたんじゃないかなと評価させていただいております。

ただ、国の政権交代などによりまして、政策の転換や、あるいはまた事業仕分けなどによりまして、事務事業を中止したり、あるいはまた変更したりしなければならぬものが生じたことがあります。そういったことで初期の目的どおりに計画が進まなかった部分もあろうかと思ひ、残念な部分がありますが、前期でできなかったことにつきましては、現在作成されております後期基本計画でしっかりフォローしていただきまして、「夢のまち」実現に向け、一日も早く近づけるように取り

組んでいただきますよう強く要望しておきたいと思えます。

この前期計画の評価につきましては、以上で私なりに基盤ができたんじゃないかと評価させていただいておりますので、答弁は結構でございます。

次に、市長が立候補されたときにおっしゃってありました新庁舎の早期建設の是非についてでございますが、私自身思っておりますのは、早期に建設してよかったんじゃないかなと思っております。市長は、新庁舎建設よりももっともっと先にやらなければならないことがあるんじゃないかというようなことをおっしゃっておられました。新庁舎が建って今思うんですが、この庁舎を建てることにより先送りになった大きな事業というのは何だったんだろうなど。また、どれぐらい財政に新庁舎によって圧迫がされたんだろうなど。いろいろ思っておりますが、ハード事業として、先ほどもちらっとおっしゃいましたが、地域情報化事業の取り組みや、あるいはまた林業の活性化に伴います県産木材供給センターの誘致による造成工事、あるいはまた学校の耐震化によりますあちこちの小中学校の校舎の改築、改修工事の取り組み、さらに千種町や波賀町の簡易水道事業の取り組み、いろんなハード事業をどんどん取り組まれまして、さらに、一昨年の夏に発生しました、かつて経験したことのない未曾有の大災害にもきっちりと対応していただき、さらに国保会計などにも赤字補てん7,000万円もしていただくというようなことがあり、さらに今、工事中でございますが、県の総合庁舎を買収するなど、新庁舎が早期に建設されたが、あらゆるハード事業にもしっかり取り組んでまいられました。むしろ、私が思いますが、新庁舎が建設されていたからこそ、こういったことができたんじゃないかなと、そのように思っておりますが、今からというんですか、これから、この合併特例債が充当できます平成26年まで10年間の間に、あと残された4年の間に新庁舎を建設するようになりますと、現在の景気や雇用などが厳しい社会情勢の中、さらに上下水道料金などの値上げなどを市民の皆さんにお願いし、厳しい意見がある中で、本当に今から新庁舎を建てるなどということを話を出しますと、理解が得られるんだったんかなと、大変厳しい状況ではなかったかなと思ひ、合併協議会で合併し、特例債が利用できる10年以内に建設するんだということが決定されておりましたことから考えますと、私は早期に建設していてよかったんじゃないかなと思っております。

市長は、今、隣で工事中の県の旧庁舎の改修や、あるいはまた、それを整備して北庁舎として利用するということらを含めまして、この新庁舎の建設ということが早期にしたことについて、もう一度どのようにお考えになっているか、お聞かせい

ただきたいと思います。

私、なぜこんなことを聞くかといいますと、当時、新庁舎の建設に関する調査特別委員会の一員としてこの新庁舎建設にかかわりました関係で、早期に建てたことが本当に無駄であったり、大きな問題があったんなら、困ったことだと責任の一端を引きずったまま今日現在まで来ております。そういったことで、今、市長に改めて、今日現在でもそのようなお考えをお持ちであるかどうか、お聞かせいただきたいなと思っております。

まず、このことにつきまして、1点答弁をいただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、この庁舎の関係につきましては、就任当初から多くの皆さんから御質問があつて、どなたかだったかは、つぶせと言うのかというような話をされたことがございますけれども、私が申し上げたのは建てちゃいかんとか、そういうことは一切、新聞でも何でも見ていただいたら、言っていないわけですから、ただ、周辺の県庁舎もあることだから、十分その辺をなぜ協議がなされなかったのかな、そういうことも含めてやるべきではなかったか。それから、特例債でありますから、いわゆるいろんな条件が厳しくないわけですから、場合によれば、これは民間を圧迫するとかいろんなことが言われるかもしれませんが、場合によれば、食堂だとか、あるいはクリーニング、なんかこの起債償還に対して、そういうものが入って、あとあと役に立てるような、そしてまた、利便性もあるような、そういうことも含めて総合的にもう少し検討した上で、なぜなされなかったのかなと、こういうことを申し上げたわけでございます。決して大上議員が心配されるように、これはだめだったとか、そういうことは言っておりませんので、その点は御理解をいただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 11番、大上正司議員。

○11番（大上正司君） 私も、市長が庁舎建てることはだめだとおっしゃったとは認識しておりませんし、そういったことは申しておりません。市長がおっしゃったのは、早期に建てることについて疑問を持っておられた。それから、あるいはまた、今、買収して改修中であります県の旧庁舎なども、今答弁がありました。そういったことも含めて総合的に検討するんじゃないかというふうなことをおっしゃったことは、そうだったんじゃないかなと認識しております。決して、庁舎建設に反対だったということではないと思っているんですが、今、新庁舎が建ちまして2年が経過しました。さらに、隣で県の庁舎を買収して工事がなされております。こうい

ったことを含めて、今の答弁ではもう少しわからんのですけども、考えてみますと、市長が考えておられたようになったんかどうかということをもう一度お尋ねしたいなと思うんですけども。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） これには、いろんな議論もあったということも聞いておりますし、当初は6階だったかというふうに聞いておりますが、逆に言えば、6階が必要であるならば、やっぱりそこら辺をきちっと説明をしていくべきだったというようなことも、時には思うことがございます。

この庁舎見ますと、なかなか書類をきちっと1カ所で整理するようなところもなかなかないわけでございます。そういうことから、この建物が果たした役割というのは、私も理解をいたします。しかし、そういったことも含めて、もう少し協議があったほうがいいものができたんじゃないかと。そして、また今、県庁舎もああいふふうにしてありますが、それらも含めてくると、この建物、そして車庫、そういったことの位置もまた変わってきたんじゃないかなと。もう少し合理的なことになっておったんじゃないかなと、そんなことも思います。

しかし、この建物によってばらばらであったものが集約をされて仕事ができていると、そういうことについては、私も十分認識もしておりますし、それはそれなりの役割を果たしたというふうに思っています。

○議長（岡田初雄君） 11番、大上正司議員。

○11番（大上正司君） ただいま市長のほうから、いろいろあるけれども総体的に答弁いただいたことを判断しますと、この庁舎を建てて、分散していた業務が一つになり、それで一定の効果はあったんじゃないかということをおっしゃっていただいて、早期建設について全くあかなんだという意味の答弁ではなかったかなと思いますんで、私、先ほど言いましたように、この問題について、早期建設についてかかわってきましたことについて、いろいろ引きずってまいっとったんですが、少し安心させていただきました。この問題につきましては、以上で終わらせていただきます。

続きまして、現地解決型市民局のあり方についてもお尋ねしたいんですが、先ほど市長のほうからも、現地解決型について答弁いただいたんですが、職員数の確保だけが問題ではないとか、あるいはまた、迅速、責任ある行動、市民とともに行動する、そういった市民局にというふうなお話をいただきました。

当時、市長は合併協議会の約束が守られていない。合併にかかわってきた一人と

して責任を感じていると言っておられました。そういったことから言いますと、市長になられまして、当時の現地解決型の市民局が大きく変わるのかなと私思っただけなんですけども、今2年がたちまして、2年前とあまり市民局は大きく変わっているように思いません。市長がおっしゃったのは、どういうふうな形に改善されたり、どういったことが合併協との約束が守られていなかったのかということが、私十分わからんのですけども、その当時考えておられたことを聞かせていただいたらありがたいなと思っているんですが、まだ、2年経過したとこなんで、これから市民局を改良していくんだと、改革していくんだというお考えなら、そういったお考えを聞かせていただきたいなと思ったりもします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 合併協議会では、四つの市民局を置くということが決定をされておったと思うんですが、そういう中で、山崎がいち早くなくなったということで、災害のときには、議員のほうからも市民局がなくなって、山崎の対応が悪かったとおっしゃったわけですが、それはそれで皆さんお決めになったことですからという話もしたことがあると思うんですが、そういう中で、変わっていないとおっしゃいますが、私は幾らか変わってきていると思います。あの当時出ていましたのは、市民局に行っても顔も上げんとか、あるいは、非常に冷たいというような印象があったり、それから、もう一つは、いろんな相談に行っても、いや本庁に行かなんだらわからんのだとか、あるいは、電話をしてもぐるぐるぐるぐる回されたとか、そういうことがあったわけでありまして。

そういうことで、私が就任しましてから、市民局の活性化というのは、多く人数をやることではない。やっぱり、それぞれが連携をしながら、対応も親切的な対応をして、電話をあちこちに振り回したりすることのないようにということで、行ってきた結果、私は大分変わってきたというふうに思っております。

市民局長も来ていますんで、それぞれお聞きをいただいたらいいと思いますが、目に見えてということはないかもしれませんが、私は変わってきているというふうに思っています。

○議長（岡田初雄君） 11番、大上正司議員。

○11番（大上正司君） 私の認識が少し間違っておったのかなと、今、市長の答弁聞かせていただいて思っているんですが、もっと形式的に市民局が大きく変わるんかと思っていたんですけど、市長の今の答弁を聞きますと、職員の接遇の態度とか、権限の問題とか、そういったもので合併協の約束と、そのとおりになっていないと

いうふうにおっしゃったかなというふうに今思っております。

そういったことであるならば、先ほど岩路議員からも市民局のあり方じゃないですけど、市民局長に対していろいろ質問もあっておりましたが、今後市民局の活性化にさらなる活性化に向けて取り組んでいただきたいなと思います。

それと、先ほど、もう1点、ちょっと市長のほうから答弁あったのかな、なかったんじゃないかなと思うんですけど、住民目線の行政をとというようなことで、市長は住民に訴えられて、そういったことをやっていくということを言われたと思うんですが、このことにつきまして、私いつも市長が住民目線ということをよく言われますし、確かに住民目線ということは大切なことだなと思い、そういう行政の展開が必要だと思っておりますが、そういったことで市長になってから市政モニター制度や、あるいはまたパブリックコメントなどの実施を行っておられます。失礼な言い方になるかもわからないのですが、手段としては、非常に私はいいことであるし、そういったことで住民目線の行政を展開することはいいんじゃないかなと思っておりますが、最近行われました住民自治基本条例やいろんなことがあります、例えば住民基本条例にしましては4人の方から、あるいはまた後期基本計画につきましては3人の方から、それから公共交通連携計画につきましては5人の方から、コンプライアンス条例につきましては1人の方から意見とか提言があったと聞かせていただいています。

そういったことで、これで十分市民の皆さんの全体的な意見が反映されたことになるのかなと、私は少し疑問に感じております。そういったパブリックコメントなんかをされまして、意見が出てこなかったから、市民の皆さんの意見が反映されておらんとは一概には言えないと思います。目は通していただいて、その素案がよかったから意見・提言がなかったかなと思ったりもしているわけなんですけど、そういったことですが、もう少しこういったことにつきまして、市長はこういった数字を含めて、今後こういったことをもっとたくさん提言・意見を言っていただけるようなほうに具体的に方法を考えないかなとか、何かを感じておられることがあるようでしたら、そういったことも含めて御答弁いただいたらありがたいなと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今おっしゃいましたように、私はいろんな会議等につきましても、できるだけ幅広い分野から、ともすればこれまで役場のOBであるとか、役職の人がいっぱい抱え込むというような形を、できるだけ幅広くということで、こ

うした委員会にも入っていただいております。その条例で決まったものは別としまして。

そういう中で、公開もいたしております。議事録の公開等もして、了解を得ながら、氏名は省いたりといったようなこともしておりますが、そういう公開もいたしておりますし、それから、傍聴につきましても、できるだけそういう方向でということで、今やっておりますほとんどの会議につきましても、傍聴も認めておりますし、また、幅広く意見を聞くということで、出前講座等もかなりの数が今出前講座に申し込みをしていただいておりますが、そういったことで今後も幅広くいろいろな意見を聞いていきたい。

市民目線というのと、ともすれば皆さん方で時々、言うことは何でも聞けという話かということではありますが、それは決してそういうことではなしに、自治基本条例にもありますように、それぞれがきちっとした考えで責任を持ってということが前提だということもいろんなところで申し上げているところでもあります。

○議長（岡田初雄君） 11番、大上正司議員。

○11番（大上正司君） 今、市長おっしゃいますとおり、本当にいろんな行政展開するのに重要なことはたくさんありますが、この住民目線ということは非常に大切なことだと私も認識しておりますので、今、やっておられる方法だけがベターではなしに、そういったことも改善も含めながら、この住民目線の行政が展開されるようにさらに一層の御努力をいただきたいと思っております。

次に、大きな2点目の国道や県道の改良促進に向けた宍粟市の取り組みについて再度お尋ねしたいんですが、最初に、国道429号の三方町～上岸田間の改良についてお尋ねしますが、先ほどお聞かせいただきますと、平成30年度までに完成と私が聞いていたことはそのとおりで間違っていなかったんだなと思っております。そして、今新たに平成26年度着工、そして平成30年度完成と、その産業基盤プログラムというんですか、整備プログラムに記載されているというふうにおっしゃっていただきまして安心いたしました。

この道路は、私が申し上げますまでもなく、市長もよく御存じのとおり、播磨と但馬を結びます非常に重要な幹線道路で、しかも、当時から鳥ヶ峠トンネルが完成しますと、次は、この三方町～上岸田間に着工してやろうというふうな県の返事を聞いておるといようなことをたびたび聞かせていただきまして、そういったことを地域住民に広報やとか議会だよりとか、いろんな形で促進協議会とかで、いろいろなところでそういったことが住民の皆さんに伝わりまして、地域の住民の皆さん

は首を長くして待っておられます。

是非、今お聞きしますように、何とか本当は明日にでも着工していただきたいんですが、今聞きます平成26年度着工、平成30年度完成ということが嘘にならないように、何とかこれまで以上に土木事務所等に強く働きかけていただきまして、改良が促進されますようお願いしておきたいと思えます。

もう1点、主要地方道養父宍粟線曲里～嵯峨山間の改良についてでございますが、中州を除去するという河川工事に伴いまして、井堰を移動さすという計画があるということは、今聞きまして間違いないのかなと思ったりしているんですが、まだ具体的な計画はでき上がっていないのかと思えますが、私、素人なりに考えますと、今現在、井堰の取り入れ口が左岸側にありますんで、移動して上流に井堰がいきましても、やっぱり左岸側に取り入れ口の水路などができるんじゃないかなと思えますと、県道にひっついて来るということになりますので、やはり、この井堰の工事と河川の工事と県道の改修とあわせて一体的に推進していく必要があるんじゃないかなと思えます。

そういったことで市長に前回、今言いますような質問をさせていただいたんですが、今後もう少し具体的にお聞きしたいんですが、どのようなスピードで、スピードというんですか、年次的な計画、そして、どのようなことになるかというようなこと、さらに、国県に対してどのように要望されておられるのかというようなことがもう少しわかりましたら、具体的に教えていただきたいなと思えます。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 先ほど申し上げましたように、曲里の関係、嵯峨山間につきましては、今申し上げたとおりなんですけど、今、用地買収ということで、平成23年度に用地買収を何とか終わりたいというふうに聞いておるわけでありまして。先ほどありましたように、井堰がちょうど橋の南側にありますが、災害にあれも非常に影響したのではないかとということで、その北側に持っていこうという案、これもこの間、姫路の所長が見えまして、そういうことをおっしゃっておられた。

設計等につきましては、これから入っていくということで、まだ、具体的にはわからないわけでございますが、曲里の皆さん方から用地等の提供については印鑑も押して要望が出ておりますので、まず、そのことを早目にしながら、次の災害に備えていかなければということで、国土交通省もその点は十分な配慮をしていただいているところであります。

それから、この429の三方町から上岸田の改良でございますが、これは、大上

議員もよく御存じのように県道から国道に格上げになったということで、幾分遅れたということがあるわけですが、これ取り組んでおりました最初から鳥ヶ峠が終わればということで、順序としてはそういうふうにも変わっていないはずでございます。そういうことで、平成26年から30年ということで明記がされましたので、まず間違いはないだろうと、多少のずれはあるかもしれませんが、そういうことで今後も努力をしてまいりたいと。

今、協議会の会長を大上議員がしていただいているだろうと思いますが、私もこの会議はお世話をさせていただいた記憶もございますので、その点は私もそうした気持ちは変わらないわけでございますので、また、一緒にいろいろ陳情等をしてまいりたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 11番、大上正司議員。

○11番（大上正司君） 再度、確認させていただきます。

とにかく、429につきましては、市内に一宮町の私が申し上げておりますところだけではなく、聞きますと志引峠を中心とした促進協議会もあるようでございますし、波賀と一宮の間の高野峠の問題もございまして。そういったこともありますが、それぞれ大変重要なことなんです。三方町から上岸田間につきましては、鳥ヶ峠が終わったらすぐ着工してやろうというふうなことをこれまで聞かせていただいておりますので、何とか一日も早く改良が促進されるように、さらなる御努力をお願いしたいと思います。

それと、養父宍粟線の曲里～嵯峨山間のことでございまして、十分私も認識させていただいております。いずれにしても、具体的な国の設計図ができ上がってしまいますと、なかなか変更も難しくなります。ですから、その設計図ができ上がるまでに養父宍粟線の改良を含んだ一体的な計画が策定されるよう、国県に強力的に陳情・要望を重ねていただきたいと思います。この機会を逃しますと、なかなか改良はもうできないんじゃないかなと私は心配しております。何とか、これまで以上の要望・陳情をお願いしたい。特に、これは今から井堰の改修等が行われる計画が立てられますので、そこらあたり国だけやなしに県にも関係してきますが、よろしくをお願いしたいと思います。

以上で、私のほうは終わらせていただきます。

○議長（岡田初雄君） 答弁は要りますか。

○11番（大上正司君） もしありましたら。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今おっしゃいますように、曲里～嵯峨山間につきましては、災害復旧ということでございますので、一編にとというのはなかなか難しいかもわかりません。しかし、次に改良するときということもにらんだことで、設計の段階でお願いをしてまいりたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 以上で、11番、大上正司議員の一般質問を終わります。

続いて、9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） 失礼いたします。大倉澄子でございます。議長の許可を得ましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

宍粟市の人と自然の輝き度はいかほどでしょうか。住民サービスの向上に繋がる職員研修などについて伺います。

雪が降ったり、風が吹いたり、花粉が飛んだりと宍粟の春3月、不安定な始まりとなっております。

国におきましても、またかと、うんざりするほどお話にならない停滞、混迷ばかりの菅政権は論外として、地方を見ますと、県単位では地方分権の動きが急速に進み、中央政府指示による画一的行政から各地方、地域実情に沿った自主自立行政への転換が図られようとしております。

近畿地方においても、防災、観光、医療などの広域的な計画を早急に策定する必要性から、関西広域連合を立ち上げられました。兵庫県は、広域防災担当として人材の育成に取り組む考えであり、ここでも国の出先機関原則廃止に向けた検討委員会設置をし、職員の身分、財源のあり方など具体提案をまとめるとされております。

地方自治体にとっては、まさに大変革の到来であります。宍粟市もその流れに乗り遅れることのないよう、心してかからねばならないときを迎えております。しかし、その前に立ちふさがる財政問題をはじめ、少子高齢化対策、農産林業振興策、過疎対策、教育問題への対応など、市民、住民に密着した課題が目白押しであることは頭の痛い問題でもあり、市の対応の真価が問われるときでもあります。

これらを解決する方策として求められるのは、限られた財源から効率よく事を進められる人材の発掘ではないかと私は思います。今年度、退職される有能な職員も多数おられると聞き及びます。この後に続いてもらえる職員の人材育成に努められることは、行政事務処理に欠かせない絶対的条件となり得るはずであり、ひいては宍粟市の財産になるのではないのでしょうか。

人材という点では、先般のし尿処理問題裁判での北川被告に対する裁判官の言葉にもあったように、宍粟市に対する市民の信頼を大きく損なった社会的影響は大き

い。ほんの一握りの者の公務員としてあるまじき不屈きな奉仕観念の希薄さゆえの行為から、今回は、宍粟市全体、職員全体のイメージダウンに繋がる結果となってしまいました。この根底にあるのは、人事異動の停滞、監督不行き届き、特定職員への権限集中、業務チェック不備、会計行員の管理不備、そして、一番に職員として資質の欠如が挙げられると思います。

職員研修の事業目的にあるように、住民サービスの向上を目指し、職責、職務能力の各段階において、必要とされる研修を提供し、個人の持つ能力を高め、宍粟市の組織の総合力を高めるという項目、果たして確かにできていたでしょうか。

平成23年度も人事異動に伴うであろうところの種々の職員研修が計画的になされようとしております。そこで、平成22年度と比較して、職員研修事業で大きく変わった点や、市単独研修をはじめとする三つの事業内容を詳細にお知らせください。

これまでも職員研修では、あってはならぬ、してはならぬ当たり前のことについては、十分な注意を喚起されていると思いますが、研修という名のもとだけ、形だけに終わらぬような服務、勤務の専念状況については、どのような認識を持って研修をされていかれるのか、具体策を伺いたいと思います。

公務員は、解雇されない身分保障のもとで、職務に専念する義務が課せられております。一方では、この身分保障があるために安住の地として研さんを怠る職員がいるなら、私たち納税者にとってこれほど不合理なことはありません。

そこで、私からの提案です。総務省より平成23年度の自治大学校研修についての募集があります。共通事項としては、一般研修課程と専門研修課程があり、それぞれ中核を担う職員の養成であったり、専門分野の指導者の育成を目指す研修となっております。自治大学校への研修について取り組まれるお考えはないか、お伺いいたします。

二つ目に、就労支援についてお尋ねをいたします。

2010年の国勢調査、県内の人口速報値による宍粟市の人口は、どのようになっていたかお伺いいたします。人口は減でも職のない人が多いのが現状です。失業中の人や生活保護を受けながら、職探しをする人を孤立させないよう行政が職探しの人を後押しする新たなサービスに一部自治体が乗り出していると聞きました。行政がマンツーマン支援することで、職業訓練や仕事を見つけられたというものです。

なお、兵庫県や兵庫労働局は、合同就職面接会を3月3日に開催されたそうですが、今回は就活の大学生相手、遠い神戸市での開催でありました。支援は距離的

にも、気分的にもはるか遠いところで行われているという感が否めません。

市それぞれの立場の人に、職探しは一人じゃないという感覚を持ってもらうには、民間支援団体との連携を進めてほしいという思いや宍粟市行政の力にすがりたいという思いがあります。

2月24日、本庁でありましたハローワーク移動相談は、どのようなものだったかお聞かせいただけますか。

県も継続的な雇用、永続性のある就業創出を図り、緊急雇用就業機会創出事業費やふるさと雇用再生事業への予算づけなど、各方面からの就労支援には乗り出してもらっているようですが、何しろ広い兵庫県、山間部の宍粟市民が望む状況展開やかゆいところへ手が届くまでには至っていないのが現状であろうかと思われま

す。宍粟市における就労支援は、どのような方法でなされているのか、お伺いいたします。

三つ目に、宍粟市の話題、情報提供についてお尋ねをいたします。

月1回の「広報しそう」「こんにちは！社協です！！」などで、遅ればせながらも大体のニュースはわかりますが、毎日の様子が載る地方新聞、神戸新聞などがありますが、西播版に宍粟市内の記事をあまり見受けられません。4町もある宍粟市の話題、情報提供をもっと盛んにし、活力ある、魅力ある市であるとアピールすべきと考えますが、いかがでしょうか。市長の見解を伺います。

先ほど、私4町と言いましたが、こちらへ3町各市民局長もおそろいでございます。各市民局長のお考えもお聞かせいただけると、なお、うれしく思います。

以上、最初の質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 大倉澄子議員の一般質問に対し、順次答弁を求めますが、終了が12時を超えることが予想されます。したがいまして、よろしく御了承をいただきたいと存じます。

それでは、答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 大倉議員の質問にお答えをいたします。

職員研修に関する質問でございますが、住民サービスの向上に繋がる職員の研修は、非常に重要でございます。そういったことで、積極的に取り組んでおりますが、今おっしゃった総務省の関係につきましても、現在は行っていないという状況でございます。これにつきましても、そうした希望も必要でございますので、そういうことが整えば可能でもございますし、それとまた、平成23年度につきましても、

一年間を通じて、大学の講座等につきましても、そういった希望のある職員には研修に行っているというようなシステムをつくっているところでもあります。

具体的なことにつきましては、担当部長のほうからお答えをいたしたいと思いません。

次に、国勢調査の速報値の発表で、宍粟市の人口が4万945人の見込みというふうになっております。そういうことで、5.4%の減少見込みであります。

次に、失業中の生活保護を受けておられる方の就労支援でございますが、リストラ等により住宅を喪失している方、または、住宅を喪失する恐れのある方に対して、住宅費相当額を支給する「住宅手当緊急特別措置事業」が創設をされています。

市町村が窓口として、住宅手当を支給し、再就職に向けた支援を行う事業でございます。

対象者は、平成19年10月1日以降に離職し、世帯の主たる生計維持者で、常用就職の意欲があり、ハローワークでの求職活動を行っている方、収入のない方、または収入が一定額以下の方ということになっております。

住宅手当の支給期間は、原則として6カ月でございます。

平成22年度は、1月末までに3件の申請があり、3件とも就労に至っているところでもあります。

次に、生活保護者につきましては、原則65歳未満の被保護者を対象に、医師の稼働能力判定の診断によりまして、就労が可能な方について就労支援を行っております。

ケースワーカーがハローワークへの同行訪問による求職活動支援や定期的なハローワークの求人情報の提供など、個人ごとの就労支援プログラムを策定し、就労に向けた指導を実施しているところでございます。

現在、就労支援プログラムの策定者の中、16名中7名が就労をいたしているところでございます。

次に、「新聞等を通じて宍粟市のニュース・情報提供をもっと盛んにして」ということでございますが、マスコミ等への情報提供の重要性というのは、十分認識もいたしておりますし、こうしたメディアを通じてのPR、特に、観光客の誘致、観光、あるいは、関連産業の振興、あるいは、地域づくりの話題、こういったことが掲載されることによりまして、市民、地域の元気の力が高揚していこうというところでもあります。

そういうことで、現在、毎月、定例の記者懇談会並びに随時、情報提供いたして

おるところであります。また、特別なものにつきましては、特にこれは載せてほしいというようなこともやったりしているところがございます。

今、ちょっとニュースが少ないとおっしゃったわけですが、ちょうどこの宍粟市等につきましては、冬場でございますので、ちょっと少ないのかなということもございます。しかし、年間を通じれば、そんなに減っているということはないようにも思っておりますし、それから、新聞社それぞれ各社によって取り扱いも違ってまいります。神戸新聞に大きく載ったものは載らないけど、ほかの新聞には載ったというような新聞社独自のそうしたこともございますが、今後もこうした情報提供には努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 職員の研修の関係で御説明を申し上げたいと思います。

まず、職員研修の担当部局といたしまして、市長も申されましたが、職員の研修につきましては、市民サービスを向上させる上で非常に重要であるというような、まず認識を持っております。その中で、市長からも積極的に推進、実施するようというような指示も受けているところがございます。

その全体の研修ないし比較でございますが、お手元に平成23年度の新年度事業の主要事業に係る説明書9ページがございましたら、御覧になりながら御説明をさせていただきます。

まず、全体といたしましては、大きく県への実務研修、こういったものがございます。

そして、次には、県の研修施設、県の研修でありますとか、そういった市町振興会の研修の機会があります。そういった研修。

もう1点は、市の単独による研修、大きく分けてこの三つがあるわけがございます。

そのうち、1番目の県行政への実務研修につきましては、非常に市に対する指導、助言を受ける部署からの研修は有意義でございます。毎年合併後、県の市町振興課、県の土木事務所、県の土地改良事務所にそれぞれ合計4名を派遣、研修をいたしております。期間は、1年ないし2年間というのが通例になっております。

次に、研修所における研修といたしましては、公務員として資質の向上のための公務員の倫理でございますとか、行政法、接遇、政策課題等、新任職員、中堅職員、管理職員、こういった分野に分けて、約30の講座に延べ90人程度を派遣す

る予定、研修実施する予定でございます。

次に、市の単独事業で単独研修がございますが、この研修は新規のまず採用職員、これについての研修を行う。また、係長の接遇を行う。技術職員、税務等の専門分野等、15の講座を開催予定をいたしておりまして、実施することにいたしております。人員につきましては、全職員を対象とした人権研修等を除きまして、延べ540名の参加を、今計画をしているところでございます。

こういった研修の中で、平成22年と平成23年度、これを比較して大きな変わった点といたしましては、まず、市民サービスの根幹は職員であると、先ほど申されました認識から、今年度新たに1つには市民の方々の交渉、それから合意形成を得る能力、いわゆる交渉能力のアップ、それと、いろいろな苦情等がございます、そういった対応への仕方等の研修、これが1点大きく新たにつけ加えております。

2点目には、組織とか集団をまとめ迅速な対応ができる、こういった業務を遂行するためのリーダーシップ研修、これが管理職を中心に行うという計画でございます。

三つ目には、市民と一緒にまちづくりをしなければならないということから、まちづくりの推進のための研修、これを新たに取り入れております。

大きく3つが例年と違う新たな研修ということで、市役所の総合力を高める、こういったことに努めたいと考えております。

なお、御質問がございました研修についての服務でございますが、積極的な研修を促すために、意欲ある実施研修については職務専念義務を免ずるといったようなことの対応も持ちまして、長期の研修にも対応していきたいというようにも思っております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、2点目の就労支援の具体的な方策についてのお尋ねでございますので、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、その前に、先ほど御質問の中で、2月24日のハローワークの状況等の御質問がございましたが、事前の通告なり、内容等も把握しておりませんので、その部分については省略させていただきたいと思っております。

まず、全般的な就労支援の関係でございます。御存じのように平成21年以降、全国的な経済不況の中で、緊急対策事業として「仕事・暮らし相談室」ということを設置をいたしまして、それぞれ職業等の斡旋を行ってきたわけでございますが、

関連法令等々の関係によりまして、直接就職が斡旋できないというようないろんな弊害もございまして、昨年、平成22年4月からは「ハローワークの移動相談室」ということで、週2回（後刻訂正発言あり）それぞれ市役所のほうで出張所として行ってきたところでございます。

そのような中で、それぞれ昨年の4月から今年の2月までに150件余りの相談等を受けさせていただく中で対応をしてきたところでございます。ちなみに、西播磨地域全体の有効求人倍率といたしまして、「仕事・暮らし相談室」が開設されました平成21年4月には0.33倍でありましたのが、平成21年の9月には0.39倍、さらに昨年の11月には0.58倍と若干ではございますが、上向きになっているということでございますが、いまだに有効求人倍率は1を割り込んでいるという状況の中で、依然、厳しく回復していないという状況で、引き続き平成23年度においてもハローワークの移動相談所を開設していただくようにしているところでございます。

それと、具体的な市の方向でございしますが、先ほど議員の御質問の中にもありましたように、やはり、今、就労するためには技術の習得ということも非常に重要な要素となっております。従来も行ってきております、市といたしまして、職業能力取得を目的とする職業能力開発促進事業ということで、継続的に今行っていっているところでございます。

なお、今、商工会ともいろいろ協議をしているわけでございますが、今年まで行っております経営革新によります、それぞれ第二創業ですとか、新規創業、また、昨年から行っていますインターンシップを利用したまちの駅の事業、さらには、先ほども出ておりましたように、市内企業との合同の企業説明会等々も今、新年度に向けて考えているところでございます。

さらに、御質問の中にもありましたように、重点雇用対策の中にあります「ふるさと雇用」ですとか、重点雇用の中、今までに増して新年度以降につきましても、重点的に農林業へのそれぞれ技術者育成ということで、就労支援に向けての雇用対策を図っていきたいというように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 一宮市民局長、西山大作君。

○一宮市民局長（西山大作君） 先ほど、積極的な市のPRというような御質問の中で、大きな考えは市長さんのほうから申されましたので、市民局の立場でお答えをさせていただきますけども、私が、最初にお答えをさせていただきますので、後、

波賀と千種と似通った取り組みが、多分あるんじゃないかと思えますけども、お話しをいただきたいと思えます。

積極的なPRということで、現実的には市の本庁のほうが、今、広報の担当が集約してPRを中心にやっているという状況の中で、一宮の市民局といたしましては、取材の担当はまちづくり推進課のほうで持っておりますので、市内のまちづくり、あるいは行事等については、休みを問わず取材に行っておるところであります。その内容につきまして、本庁と協議をしてホームページに掲載をするなり、新聞にお願いするなり、そういうふうな具体的な取り組みを行っているところであります。

ただ、地域の力を高めるということも一つの大切なことでありますので、市外へのPRを兼ねて、私は市内の方々、まちの方々にも一定の情報を正確に速やかにお伝えして協議をしていくと、そういうことがまず基本的に大事じゃないかというふうに思っておりますので、自治会等、あるいは各種団体の会議等に出席をする機会が多々ありますので、直近のそういう情報もまちの人に正確に早く伝えていくということが、対外的なPRの前提じゃないかなというふうに私は考えて活動もしているところであります。

ただ、十分とは大倉議員おっしゃったのではないかと思います。ただ、平成23年度、今回一つの大きな課題として、今、捉えておりますのは、福知の休養センターの再開ということがありますので、指定管理の今回、今議会に議案として出ておりますけれども、指定管理の業者とあわせて市の責任というものも大きいというふうに受け取っておりますので、積極的に外へのPRということも含めて取り組んでいきたいなというふうに思っているところであります。以後、積極的に取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 波賀市民局長、山本久男君。

○波賀市民局長（山本久男君） 特に、波賀の管内におきましては、観光客の誘致ということに力を入れているわけですが、基本的には、先ほど一宮の市民局長が申しあげましたようでございますが、できるだけ職員がそうした行事等には出向きまして取材をしているところでございます。

最近におきましては、ちょっと冬場でございますので、外の観光の事業はどうしても雪というような感じになりますが、スキー場の雪まつりでありますとか、最近も読んでいただいていると思えますけれども、熊のえさが不足しているようなことで、広葉樹の森をつくろうということで、小学校の3年生、4年生にどんぐりの種

まき等をしていただいたというようなことで、神戸新聞にもそうしたことの将来的に2年生、3年生になりましたら苗を植えると、やはり子どもたちがそうした取り組みをするというようなこと取材をしていただきまして、積極的にPRに努めているところでございます。

今後におきましても、できるだけ市外に向けたそうした観光客の誘致、また、そうした環境育成等につきましても広報については努めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 千種市民局長、山本 繁君。

○千種市民局長（山本 繁君） 市民局の関係でございますが、情報の提供、それから発信については、大きく二つあると考えています。

一つは、市内の住民の方を対象、それから市外向け、こういう観点があると思います。その情報の内容も非常に多岐にわたっているところでございます。情報の発信あるいは提供、共有、こういった形は行政を推進していく上では最も重要なことであろうというふうに捉えております。

具体的にですが、総括的な部分は、市長なり、先ほど市民局長のほうから答弁しておりますので、よう似たようなところでございますので省略させていただきます、具体的にちょっと小さなことですが、市民局として取り組んでいること、あるいは考えていることをちょっと説明をさせていただきます。

まず、1点ですけれども、情報の共有ということを非常に重点を置いております。市民局の中でいろんな会合、それから各種団体の会合とか会議とかたくさんあるわけですが、従来、住民の方々が情報をあまり知っておられないために、誤解とかそういうようなものがあるという、まず1点そこに注目をいたしまして、それぞれの各種会合、これについては婦人会であろうが、子ども会であろうが、私等行政が出席する場ですが、まず、今の行政の情報なり状況、全く関係ない部分ですが、冒頭について情報の提供、これをしっかりやる、そういうことでそれは今も続けております。それがまず1点です。

それから、2点目ですが、市外向けでも、千種の市民局、千種出身の方、神戸とか大阪とか、そこらにおられるんですが、この方々がふるさとに対する思い、こういった思いを強く持っておられる団体も千種の中におられます。例えば、神戸千種会、こういった団体があるんですが、そこらの方々には実報広報はうちのほうから送っておりますし、それから、そちらのほうに小さな情報なり提供、千種のほうに

そういった役員さんもおられますので、そういう具体的な小さなことですが、取り組みもしております。

それから、管内全体で言いますと、活力を上げていくためには、やはり、都市力というか、そういった力を借りないと地域の活力は図れない、そういうことを念頭に置いているわけですが、千種の場合ですと、ちくさ高原、これ千種の観光拠点施設として捉えておるんですが、指定管理に出しておりますけれども、ここの集客の関係がエーガイヤとか千種市民局管内、そこらに波及的な効果を大きくもたしております。そういう実態を捉えて、このちくさ高原がちゃんと活力ある状態になっていくため、そういったために今年度は、先ほど波賀が申しておりましたが、観光拠点施設としての位置づけなり、それから、実際そういった目で見てもらえる施設、こういったことにしていくために「彩りの森事業」もその一つとして、これはちょっと時間かかりますので、3カ年、4カ年計画でもってつくっていかうということで取り組んでおります。

それから、ホームページですが、ちくさ高原のほうのホームページも御覧いただいたことがあろうかと思っておりますけれども、これをもうちょっとしっかり情報発信する必要があるということで、今年度については、きめ細かな事業の中で、見ていただいたら私たちがどこかへ行くときに、まずホームページをのぞきます。そういったことで活用も非常に大きいことから、スキーについてはライブカメラ、これも設置をいたしております。そういったことで、市内の状況なりがこのリアルタイムで市外の方にも見ていただけるような形ということで、そういうことを具体的には取り組みをいたしております。

冒頭申しましたように、非常に情報提供は大事な位置づけと捉えております。あらゆる機会を通じて、これからも努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） 先ほど、答弁の中でハローワークの移動開催相談日を月2回のところを週2回と発言したようでございます。おわびして訂正をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） 最初に、自治大学のことについてお尋ねをいたします。

先ほど、市長が希望が整えば可能なことであると言われましたので、是非お願いしたいと思います。

そこで、自治大学の概要についてお知らせしたいと思います。

この自治大学校における研修課程は、一般研修の第一部、第二部、特別、第三部課程の4部門と、専門研修課程とに分かれておりまして、県下数市が参加されております。

一般研修の第一部課程は、都道府県、市の課長補佐、係長相当職の職員を対象に、各期定員130名、研修期間約6カ月間で年2回実施されます。

第二部課程、これは市町村の係長相当職以上の職員を対象に、各期定員200名、研修期間約3カ月間で年3回実施されるもので、研修内容は、地域政策とまちづくりの課題、自治体環境政策、福祉政策、子育て支援、人権行政、児童虐待への対応と行政の役割、地域医療、変化する社会と行政の役割などを学ぶ公共政策各論をはじめとしたものや、演習として政策立案研究など魅力的な科目のものが多数あります。

また、第一、第二部特別研修課程は、長期間の宿泊研修に参加しにくい都道府県、及び市町村の係長相当職以上の職員が対象で、定員120名、年1回の実施となっております。この課程は、レポート提出などを含む約3カ月間の通信研修と約3週間の宿泊研修を組み合わせた研修として実施されております。

第三部課程は、いわゆる管理職等を対象としておりまして、ここで市町村コースとともに、対象範囲を係長相当職以上に拡大した新時代地域経営コース及び国際コースの4コースが準備されてございます。市町村コースは、市町村の課長相当職以上の職員対象で、定員100名、研修期間約3週間の年1回でございます。新時代地域経営コースは、都道府県、市町村の係長相当職の職員対象で、定員は80名、研修期間3週間の年1回実施となっております。

なお、先ほど私が申し上げました第二部課程係長相当職対象には、平成22年度だけを取り上げてみましても近隣の市町で16市町が参加されております。この中には、朝来市、たつの市、相生市、神河町、福崎町をはじめとしまして、明石、たつの、赤穂、伊丹、豊岡、加古川、小野、三田、川西、西宮、稲美町などがございます。うち、たつの市は平成18年から平成22年まで、毎年参加され9名の人数となっております。相生市も平成17年から平成22年までで、毎年9名の参加となっております。

また、第三部新時代地域経営コースにはたつの市、南あわじ市、西脇市が研修を積んでおられます。中でも、朝来市は専門研修課程のうちの税務専門課程徴収事務コースに平成20年、21年に参加、これは徴収事務職員対象で、研修定員100

名だそうでございまして、研修期間は1カ月半、年1回実施されております。そして、朝来市は第二部課程にも参加、平成17年度より22年度まで毎年参加されておりました、11名の実績があります。

宍粟市も、朝来市に負けないような実績を確立されるのが必要ではないかと私は思っておりますが、市としてのお考え、先ほど市長、おっしゃってくださいました不可能ではない、希望が整えば可能であるということでございましたので、是非、実施していただきたいと思っております。

また、その中ででもですね、いやいやそんな余裕はない、今の体系で十分だとお考えのこともあろうかと思っておりますけれども、一人、二人の職員だけにそれをさせることは内に亀裂を生じかねないとの御懸念もおありでしょうけれども、ここで職員が自分とのよきライバルをつくるのが宍粟市成長のための第一の早道と考えます。私は、ライバルというのは争うものではなくて、競うものであると思っております。お互い、相手を尊重しながら自分も努力するというもので、相手の力を借りて伸びていく、自分も磨いていく、これは公務員倫理に当てはまるものと思っております。組織の総合力を高めるためにも、公務員能力を最大限発揮できるような部門、コースに参加、研修されることは、その道に精通した職員を養成することになり、宍粟市の将来のために必ずや意味あるものになると確信いたしております。

近隣の市町でもされております職員研修の事業目的にありますように、職責、職務の各段階において、必要とされる研修を提供するとうたわれている以上、宍粟市も本腰を入れてやろうと思えばできない相談ではないと思っております。冒頭に、市長が希望が整えば可能であると言われましたので、それに私はかけたいと思っております。

それで、先ほど総務部長が人数などおっしゃってくださいました。その中で、平成22年と23年度、参加人数の変化がございましたが、これはどういうことが意味されているのでしょうか、お伺いしたいと思っております。職員研修対象人数。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 先ほど申し上げました参加人数は、平成22年度の実績をもとにしておりますので、今後大きな違いはございませんので、その中でやっていきたいというように思っております。

○議長（岡田初雄君） 9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） それで、研修内容につきまして、研修所、公務員倫理、接遇、これに30講座あって、90名行かれるということでございましたが、期間についてはどれほどの期間、また日にちなど、市の研修についても同時にお伝えいただき

たいと思います。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 先ほど申しましたように、多くの分野の講座に参加いたします。長いものにつきましては2週間、短いものにつきましては一日もございまして、3日から5日程度が一番多い内容となっております。

○議長（岡田初雄君） 9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） いろいろな研修がされると思います。そこで職員の方々にも十分な研修を積んでいただいて、宍粟市発展のために今後とも尽くしていただきたいと思います。

参考までに、現在の自治大学校は立川市内に平成15年移転、新築されておりました。全国各地から研修生が参加されております。充実した研修生活が送れるようになっておりました。日常的に有意義な意見交換ができております。何と云っても、この宿泊研修を通じて築かれた研修生同士のネットワークは、その後の仕事でも大いに生かされているというすごいメリットがあると思います。是非ここへ宍粟市の職員の方、研修へ行かせてあげていただきたいと思います。自治大学校のことにつきましては、これぐらいにさせていただきます。

それと、就労支援のことについてお尋ねをします。

いろいろハローワークなどと連携をして宍粟市も支援をしていただいているようですけれども、私はここで埼玉県と京都市についての取り組みを申し上げたいと思っております。

埼玉県で、生活保護を受けながら再就職を目指すシングルマザーの女性の日課は、朝7時前、2歳の子どもと家を出て、バスと電車を乗り継いで8時半に保育所に子どもを預け、9時から夕方まで介護の職業訓練コースで学ぶ毎日だということでございます。この女性は受給から半年、早く働きたいと焦りながらも、幼子をかかえの身動きもとれず、保育園の申し込みも通らずに、さらに気分が落ち込んでいたところ、福祉事務所の相談会で県の就労サポーターに出会い、託児つき就業訓練が始まるという情報を聞いたそうです。翌週、サポーターと2人でハローワークに足を運んだが、募集期限ぎりぎり、育児で家を離れられない女性にかわり、サポーターにハローワークまで申込書を持参してもらったことにより、12月から託児つき職業訓練という情報に乗れたと聞いております。この女性は、働くために資格がほしかったが、情報がなかったということでもあります。

ちなみに、埼玉県は、今年度予算として1億5,000万円を投じて、生活保護受

給者の職探しをサポートする新事業を立ち上げ、「あすポート」と名づけられた4カ所の拠点でサポーター43名が活動し、週1回ペースで自宅を訪問して面談をしたりハローワークに同行したり、単に相談を待つだけでない積極支援を売りにしておられます。行政がマンツーマン支援をした最たるものではないかと思っております。ここの県の担当者は、早期支援の徹底を現場に呼びかけているとのことでした。

最初にお話ししたようなケースは、宍粟市でもあると思われますので、先ほど産業部長がおっしゃられましたように、ハローワークと連携したり、また商工会と連携をするとおっしゃっていただきましたけれども、私は宍粟市独自の、例えば出会いサポート事業や子育て支援事業のようなきめ細かな就労支援施策を望みたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。このお考えございませんでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 具体的にどう言ったらいいか、ちょっとわかりませんが、ハローワークに同行しているのは、市長のほうからも回答させていただいたとおりにやっております。そちらの市の状況なんですけれども、どれだけの方がおられてというのがちょっとこちらはわからないんですけども、こっちのほうも市民局のところにも相談窓口なんか、その制度に関しては、窓口でいつもしていただいているので、それから、最終的にこちらに来ていただいて相談に乗って徹底するとか、そういった方法もとっております。相談業務についてはそういうことで、今おっしゃったようなサポーター的なそういった事業につきましては、また研究させていただいてその状況等も把握しながら、対応できるところは対応していきたいと思っておりますけれども、現時点の段階では、うちの市内の人数からいいますと、対応は十分にできているのではなかろうかと思っております。

○議長（岡田初雄君） 9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） わかりました。じゃあ、就労支援につきましては、これで終わらせていただきたいと思います。次に、宍粟市の話題、情報提供についてお尋ねをいたします。

市長、先ほど冬場だから少ないと、話題が少ないと、ニュースが少ないとおっしゃいましたが、それはないと思います。私、1週間ほど前から、もうずっとうちは神戸新聞、朝日、二つとっております。神戸新聞の西播版を見ましたら、隣の町の、名前を言っていないかどうかわかりませんが、佐用町のことを毎日毎日載っているんですね。西播版、佐用版という感じで、なんかもう見るのが嫌になるぐらい載って

いるんです。それで、災害がありましたときにも、佐用町のことばかり毎日毎日載ってありまして、宍粟市も人的な被害はございませんでしたけれども、それ相当の被害は同じようなことを受けたんです。それなのに、宍粟市の話題が載っていません。宍粟市はどうもなかったんかといって、ほかのところから言われたんですけども、そうではありません。佐用と同じような被害をこうむっておりますというようなことを、ほかの方々に私は言ったんですけども、それ以降も佐用町の災害のことについてイベントがあるだとか、子ども会がどうしたこうした、また自治会がどうしたこうしたと、そういったことが毎日毎日のように載ってありまして、最近、冬場でも佐用町の話題はずっと載ってありました。

そういったことで、宍粟市の情報が少ないということは、提供される担当課のほうで動いておられないんじゃないかと、そういった感じを私は受けるんですけども、どうぞごめいしょう。そういったところをお伺いしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） 失礼します。いわゆる、情報の提供というふうなことにつきましては、神戸新聞が私どものところの市長広報課に毎日のように来ていただいております。そんな中での情報提供は十分やらせていただいておりますし、また、市長の答弁の中でありましたように、記者懇談会の中で、これは月のなか日のほうでやっておりますけども、広報ができ上がるとともに一緒に定例記者懇談会をやる。その前に、局長、部長会議をやりまして、そういった情報提供をふるって出すようにというふうな依頼をしている状況の中で、記者懇談会に臨んでいるような状況でございます。いろいろな資料はたくさん出しているつもりでございますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 以上で、9番、大倉澄子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 1 時 3 0 分まで休憩いたします。

午後 0 時 2 6 分休憩

午後 1 時 3 0 分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

7番、東 豊俊議員。

○7番（東 豊俊君） 7番、東でございます。通告に基づき一般質問を行います。

質問事項は、職員の配置は適材適所で行われているかということについてであります。

これは、議会が実態をチェックする権限において人事同意権はあるもの、通常、職員の配置にかかわることはできない。まず、このことは理解、承知した上での質問とさせていただきます。

現在、宍粟市において、本庁管轄と3市民局で、これは消防本部、総合病院を除きますが、460名余りの職員がその業務に励んでいるわけですが、優秀な職員がそれぞれにその能力を十分に発揮できているかどうかということです。

時代は移り変わり、その業務も多種多様となっており、また今は一人一人のデスクにパソコンという時代にはなっておりますが、所詮、すべてのことは人の手によって行われるものです。職員がその能力をフルに発揮できてこそ、まさに市民、住民への行政サービスが行き届き、その結果、住民も喜び、安心ができることとなります。

先ほど、業務も多種多様と申し上げましたが、職員の能力もまたいろいろな分野にあると思います。優秀な職員がさらにその能力を出せるためにも、適した部署への配置が大切であることは言うまでもありません。

ある意味では、この分野、あの分野のことはあの人に聞けと、そのようなプロフェッショナル的な存在、また、新しいことを次々に企画しているといったような開拓者の存在が必要ではないでしょうか。

当然ながら、活躍する場所があっても能力がなければいけません。また、能力があっても、それを生かせる場所がなければいけません。秀でた能力がある人は、それが発揮できる場所へ、また、それとは別に特殊な能力がなくてもその職務が遂行できる場所はあるはずですが、一人一人の希望どおりの配置はできないかもしれませんが、職員の優秀さを見出し、でき得る限りの適材適所の配置こそが職員を一層成長させ、生かすことになり、住民へのサービスの向上と安心、さらには宍粟市の発展へと繋がるものと思いますが、いかがでしょうか。

そこで、次の点を質問いたします。

1点目、職員の人事（配置）は、どの立場の人が、評価・ヒアリング等もあると思いますが、何を基準として行っており、その決定はどのように行っていますか。

2点目、職員の配置に対する希望は、自己申告等もあると思いますが、どの程度反映されていますか。

3点目、昇格・昇任は、どの立場の人が、評価・ヒアリング等もあると思います

が、何を基準として行っており、その決定は誰がどのようにして行っていますか。

4点目、これは管理職に限ってのことですが、女性は全体の何%になっていますか。

5点目、管理職への昇格・昇任を望まない職員はいますか。いるとすれば、その原因、理由はどこにあると思われませんか。

以上、質問をいたします。

○議長（岡田初雄君） 東 豊俊議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） あとでまた、御質問を市長にさせていただいたらいいと思いますが、状況のことをございますので、私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

まず、職員の人事配置につきましては、毎年、市長より一定の基本方針を示していただいて、それに基づいてやっております。例えば、先ほどありましたように、適材適所に心がけることをございますとか、若手職員は特に本庁、市民局両方を経験するといったこと。また、グループ制、いわゆる係、課の垣根を越えた連動できる体制、いわゆるグループ制等の対応ができることとか、原則、若い職員につきましては、4年程度、これをサイクルに変わってはどうかと、そういった方角の指示を受けまして、それに基づきまして、各所属長による勤務評定を毎年いただいております。それと、副市長が直接部局長にヒアリングを行っていただいております。

また、総務部におきましては、各部局からヒアリングをいただきまして、職場の状況とか、健康状態、自己申告の状況、そういったもとの全体を把握しまして、一定の基準に基づきまして、素案を作成し、三役さん、いわゆる市長、副市長、教育長と協議、調整を行う中で、最終的に市長が決定をされている状況をございます。

2点目の自己申告等の反映をございますが、申告内容等にもよりますが、職員の意欲、そういった向上心が感じられるものにつきましては、ほぼ半分程度、内容にもよりますが、半分程度は達成希望を整えているというふうに思っております。

それから、昇格・昇任についてをございますが、管理職員、副課長職以上の登用につきましては、管理職登用試験を実施をいたしまして、まず、作文、論文と面接試験を実施する状況となっております。その決定につきましては、直接三役が面接いただきまして、いろいろな見解とか意気込み、そういったものの規定におきまして、最終的に調整を行い、決定に至るという経路をございます。

4点目の管理職について、女性の割合をございますが、病院、消防を除きました

行政部門の女性管理職は、幼稚園、保育所を含みますと132人中29人の22%が女性の管理職の割合でございます。

また、一般行政職に限りますと、112人中9人、8%といったような状況になっております。これは、県下でも決して高いとはいえませんが、大きなまちの中ではちょっと中の下と言えるかなというふうに思っております。

最後に、5点目の管理職への昇格・昇任を望まない職員はどうかということにつきましては、管理職の登用試験につきましては、一定の経験年数でございますとか、年齢、そういったものを条件に職員に応募案内をいたしております。近年、平成19年当時は4割程度の応募がございましたが、最近、平成22年度では、15%から20%程度に落ちておるとい状況は事実でございます。その原因につきましては、明確なことはわかりませんが、組織の現体制のあり方とか人間関係、そういったものもあるとは思いますが、推測でございますが、近年の給与水準の平準化、いわゆる管理職と管理職以外の水準があまり変わらなくなったといったことや、管理職の責任が重い、また、サービス関係が厳しいといひますか、そういったこと、それから、近年のそういった管理職への使命感の希薄化、ライフスタイルの変化、こういったことが一部原因をしているのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 7番、東 豊俊議員。

○7番（東 豊俊君） それでは、再質問を行います。先ほど、4点目になりますが、管理職に限ってのことですがということで、一般行政職で112分の9ということで、8%という回答をいただきましたけども、総務部長もその答弁の中にありました、高いとは言えないと、いわゆる中の下じゃないかということでしたけども、女性が必ずしも女性を増やさなければいけないという法はないですが、女性でも能力がある人にはどんどん管理職を任せるといことが必要ではないかと思ひます。この辺は、今から考えるべきではないかなと思ひます。

それと、5点目の管理職への昇格・昇任を望まない職員ということで、今の答弁で40%から15%に、今落ち込んでいるんじゃないかというような回答でした。

その理由として、さまざまではあるということですが、責任が重たくなるとか、サービス規程が厳しいとかいうような理由もあるんじゃないかということでしたけども、これはゆゆしきことじゃないかなとこういふふうに感じます。責任が重くなるから、また、サービス規程が厳しくなるから管理職にはなりたくないといことは、既にその時点で意欲がなくなっているといことに繋がるんじゃないかなといことを思ひ

ます。

私は、自治会の運営に8年前にもかかわって、今もまたかかわっている関係で、市の職員と接する機会が比較的多くあるわけですが、皆さん一生懸命に、熱心にその業務に取り組んでいると感じております。ただ、またその反面、議員としての立場もありますから、各方面から職員のことが耳によく入ります。それは、必ずしも好評とは言えない場合があります。その一つに、説明不足があるようですね。女性の不評はあまり耳にしません。

さっき、4点目の女性の管理職の話をしていただきましたけども、これは多分女性の場合は、懇切丁寧に説明をしていて、住民が安心して喜んでいただいているんじゃないかなと、このように思うことがあります。古くから企業は人なりと言われてきました。また、私の尊敬する人は、すべての人は人の質にあると、すべてのことが人によって行われるならば、その立場に立つ人の質によって良くもなり悪くもなると言われました。

これは、もう40年も前の話ですが、ある靴、シューズですね、シューズの会社の二人の営業マンが、後進国へ行ったときのことで、その住民は皆素足、はだしだったようです。そこで、Aの営業マンは「皆はだし、靴要らない」と。そして、Bの営業マンは「皆はだし、靴必要」とこういう電報が届いたという話だったんですが、前者はみんながはだしだから靴は売れない。流れのままに任すと。後者の人は皆がはだしだから靴をはかせてやろう、何とかしよう、してやろうという、所詮ここに人の質が出ているわけです。

市役所において、例えば自治会から、また市民から、いろんな要望なり、相談があった場合に、それは前例がないから、また、補助メニューがないからできないですねと答えるAの職員。また、何とか検討して補助メニューがないか探して考えてみましょうと、前向きにこたえるBの職員。市民にとって、また宍粟市にとって、どちらが好ましい答えであるかは言うまでもありません。

平成23年度の施政方針の中にも、「本市が抱える多くの行政課題に果敢に挑戦し、市民とともに活力あるまちを創造する。さらなる創造と挑戦の年であると位置づけています。」とあります。それは、ある意味では、職員の質にかかっていると云えるのではないのでしょうか。

人には、得意分野、苦手な分野があると思います。優秀な人材でも苦手な分野ではなかなか力が発揮できない場合があると思います。だからこそ、職員の質、よいところを見い出して、適材を適所に配置することが何よりも肝要かと思いますが、

いかがでしょうか。

先ほど、評価という点で個人の自己申告、意欲を十分酌みながら考えていくと。そして、勤務評定、ヒアリング、これも十分に加味して考えているというふうに言われましたが、最終的には市長の判断になるようですが、今後、さらなる適材適所を確認をさせていただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 部長答弁にも、私がヒアリングすることで申し上げましたので、その辺のことから少し私の所見も述べさせていただきたいと思います。

御指摘のとおり、やはり、市役所の組織を固め、あるいは市民サービスの向上にはやはり組織が大切でございます。市の組織機構が5割、人の配置が5割というふうに我々も見ております。その中で、いろんな各部署、あるいは市民局等の責任者といろいろお話を聞いております。いわゆるヒアリングを行わせていただいております。なかなか個々の個別の事情には結果が反映しない場合もありますけれども、やはり、各部あるいは市民局から組織的にはこう改善をしたいと、あるいは仕事の量に対する人的配置がこうありたいということも聞き及ぶわけでございます。そういったところの組織、あるいは人イコールを求めまして問題点を改善をしていくという体制をとっております。申すまでもなく、最終的には市長の判断により決定をいたしておるところでございます。

ただ、具体的にはどうやって配置をするかということは、総務部長も申し上げましたように、やはり、在籍年数、あるいは自己申告、あるいは提案制度等々でなるべく個々の意見もつかみたい、あるいは全体的には市長の指示の中ということで、総務部長の報告がございましたように、市民局間、本庁間の連携、あるいは在籍年数、グループ化を目指した人員配置、基本4年を目途とするというような具体的な項目も含めまして、最終的には人事を行い、組織固めをしているわけでございます。

ただ、人の問題になりますと、一人を50%上げるよりも50人の人を1%上げるほうが、組織のためになるという思いにも至りまして、そういうような方針で人事をしているわけでございます。

○議長（岡田初雄君） 7番、東 豊俊議員。

○7番（東 豊俊君） 大体のことはわかりましたが、もう少しお聞きしたいと思いますけれども、その自己申告、2点目に質問しました職員の配置の希望ですけれども、自己申告等もあると思いますがということで、自己申告はあるようですけれども、この場合に、例えばですが、職員が今の部署は嫌だから、かわりたいというような例

があるかないか、お聞きしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） ございます。

○議長（岡田初雄君） 7番、東 豊俊議員。

○7番（東 豊俊君） それは多いですか。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 端的に言いますと3割程度はございます。

○議長（岡田初雄君） 7番、東 豊俊議員。

○7番（東 豊俊君） 3割程度のようなのですが、先ほどの繰り返しになりますけれども、自己申告等があって、それから、いろいろ考えていかれるようですけども、その自己申告によって、それから三役で検討して、そして配置をする。その結果、次の配置になるとときには3割も不満が出ているということになると、その自己申告と、それから評価等ですね、それが必ずしも一致していないことが結構あるという結果になるわけですね。この辺はどう思われますか。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 私の考え方としては、なかなか100%に近い数字で満足ができておるかというのと、私自身もなかなかそうは思えないと。ただ、個人的な見解を申し上げますと、今、総務部長が言いましたように、3割ぐらいでは辛抱できるのかなという思いはいたします。

○議長（岡田初雄君） 7番、東 豊俊議員。

○7番（東 豊俊君） 3割が多いという捉え方と、少ないという捉え方の捉え方の違いかもわかりませんが、少なくとも3割もあるという捉え方が、今からは大事じゃないかなと、このように思います。

それと、もう1点だけですが、管理職への昇格・昇任を望まない職員が増えてきたということになるわけですけども、先ほども触れましたけども、管理職になるといろんな問題が発生してくるということですけども、繰り返しになりますが、果敢に物事に挑戦していこうという職員が望ましいことは言うまでもないわけですね。その反面、今言ったように、責任が重くなるとか、服務規程が厳しくなるとかいうことで、意欲が薄れているというのは、今後、宍粟市にとってゆゆしきことかなと、このように思いますけども、何かこの辺の方策をどのように打ち出していこうと考えられているので、もしあれば、お聞かせ願いたいなと思います。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） それは、極論かも知れませんが、我々を含む管理職のある立場の者が、仕事の中で姿勢を見せていくことが大切だと思っております。

○議長（岡田初雄君） 以上で、7番、東 豊俊議員の一般質問を終わります。

続いて、10番、實友 勉議員。

○10番（實友 勉君） 10番、實友でございます。議長より指名をいただきましたので、通告に従いまして、2点について一般質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、山地災害の予防策に索道技術の導入をというところで、質問をさせていただきます。

最近、河川の護岸工事、洪水に対する安全策はとられておりますけれども、近年の災害は、台風等の異常な集中豪雨、ゲリラ豪雨もありますが、被害は甚大になっております。

平成21年発生 of 台風9号による林地の災害は、宍粟市、佐用町、朝来市を中心に180カ所、約50億円と聞きます。溪流からの土砂流出が70カ所、山腹崩壊が110カ所と驚くばかりの被災でございます。

中でも、山腹崩壊の大半は、平成16年発生 of 風倒木地で発生をしており、谷筋からの異常出水による災害原因と聞きます。その大半は、スギ、ヒノキが植林された人工林地でありました。

昨年6月の議会でも質問をいたしましたけれども、大型林業機械による伐採、搬出につきまして、市長より適切な生産活動を指導していきたいと答弁をいただきました。林業経営上、大型機械の使用はやむを得ないと思っておりますけれども、急峻な宍粟の山には適していないというふうに思われてなりません。林内作業道は林地を傷めます。私的な判断でございますけれども、従来より利用してございました索道による搬出に着目をしていただき、災害に強い森づくり、森林王国宍粟市の実現に行政が率先して、索道搬出に助成制度を取り入れていただき、若手技術者の育成に取り組んでいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

管内の山林業務索道技術経験者数は、減少をしております。現場において、作業に従事しながらの指導者は数十名と思われれます。善は急げのことわざもございませうように、索道技術育成について、市長から熱意のある御答弁を期待したいというふうに思います。

2点目でございますが、公共交通についてお伺いをいたします。

私たちの地域では、公共交通が廃止になって、もう8年になります。若者の流出はなかなかとまらず、少子高齢化は進む一方で、交通弱者や買い物弱者などと、地

域にとっては活力を失う言葉を聞くことが多くなりました。

ちょうど1年前にも公共交通について質問をさせていただきましたが、公共交通のその後の動きについて御質問をいたします。

去年は、宍粟市地域公共交通活性化協議会を立ち上げられ、将来の宍粟市の公共交通のあり方を検討いただきました。年末には、宍粟市地域公共交通総合連携計画の素案をいただいておりますけれども、中を読ませていただきましたけれども、具体的な運行計画が見えないところがあるように思います。平成23年度は、実証運行すると前回にも御答弁をいただきましたが、どんな形で運行をされるのでしょうか。

私たちの地域では、高齢者や交通弱者や買い物弱者と呼ばれる人が目立ち始めています。今、運行していただいているもしもしバスについては、非常にありがたく感謝もしているところがございますけれども、前日なり半日前の予約が必要でございまして、利用者には戸惑いもございます。以前、定期バスが運行していた地域につきましては、もしもしバスの運行を一日に2ないし3回往復でもいいので、定期運行に切り替えていただき、運行ができないでしょうか、お伺いをいたします。

また、実証運行は、4月から開始をしていただけるのでしょうか。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 實友 勉議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 實友議員の質問にお答えをいたしたいと思いますが、索道については、實友議員だったか、どなたか忘れたんですが、いつかそうした問題で索道技術の継承ということを申し上げたというふうに思っておりますが、そのときには、林道なり、作業道を入れられない急峻なところがございますし、それから、また入ってはいけない場所もあるわけでございます。そういった意味からお答えをしたように記憶しておりますが、それとあわせて、山林の崩壊予防ということについてお答えをいたしたい思います。

市内の森林においても、木材を搬出するために開設した作業路の跡に植生が進まず、降雨による崩壊の危険性がある箇所も見受けられるところもございます。これは、皆伐による植物生態系の乱れ、無理な作業路開設、伐採後の造林の遅れが原因ではないかというふうに思われます。

現在、バランスよく更新、循環する森づくりを行うため、その基盤づくりとして林内の作業道・作業路等の路網密度を上げることを進めております。これによりま

して、低コスト経営団地をつくり、収益の上がる森林体系を築くことができると考えます。

しかしながら、無秩序な開設は森林を傷めることもあり、実施主体となる林業事業体が技術力向上のための研修等が必要になってくるだろうというふうに考えております。

森を傷めない搬出として、索道は非常に効果があるわけではありますが、間伐の場合、コスト・技術面から現在では採用されることが非常に少なくなっているところでもあります。しかし、索道を使わないと搬出できない箇所もございますし、先ほど申し上げましたように、林道・作業道が入らない場所、あるいは入れてはいけないような場所、こういったことで、今後も技術の伝承ということが必要であるというふうに考えております。

索道で搬出する場合、国県の補助としては、車両系、索道系と区分はなく、間伐作業に対しての補助だけであります。

しかしながら、平成23年度の県の補助メニューには、索道搬出と車両搬出、こういったものが分かれたメニューが新設されるように、まだはつきりしておりませんが、そういうことも聞いております。そういったことで、宍粟市としてもこれらとあわせて対応したいというふうに考えております。

それから、平成23年度には、国の交付金を使い林業労働者育成事業を実施をして、林業後継者の育成を進めることを計画しております。これによりまして、今、御質問の林業架線技師等も含めた資格というようなことも考えてまいりたいというふうに考えております。

あと公共交通につきましては、副市長のほうからお答えいたします。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 公共交通についての御質問を少し内容等も御質問の内容となっておりまして、御説明申し上げたいと思います。

市の地域公共交通総合連携計画が、平成23年度以降について実証運行を計画をいたしておるところでございます。予定をしているところでは、実証運行の具体的内容につきましては、まず、幹線軸においては、とりがたわトンネルの開通に伴います市内の交通ネットワーク網を構築するため、波賀～千種間におきまして、その幹線としての運行を検証するために、実証運行を実施することとしております。その運行ルートは、千種市民局から各保健福祉センターを経由して波賀市民局管内を結ぶルートで、運行便数は1日5往復、5便といたしておるところでございます。

次に、幹線軸への適正な接続便数等を検討することで、利便性を高め、高齢者等の外出の機会を援助するために、ともに地域の活性化を図るために、波賀ミニバスの運行便数を昼1便増便をする、また、重ねて運行ルートを戸倉・道谷地域にまで延長し、バス停の移設並びに新設を行う予定といたしておるところでございます。

同じく、地域の生活に密着しました運行ルートへ延長することにより、例えば、おもいやり号、一宮でございますけれども、の運行ルートを商業施設、あるいは医療機関へ延長するとともに、停留所の新設を実施することといたしているところでございます。

そういった実証運行の概略でございますが、実証運行の実施に当たりましては、各そういった路線の継続・休止・廃止・運行形態の見直しも含めまして、検証をしてみたいというふうに考えております。なお、その検証の仕方といたしましては、具体的な利用人数や収入見込みなどを数値的な目標値も定める中で実施をしたいということも考えておるところでございます。

次に、もしもバスの定期運行につきましては、議員から御案内ございましたように、現在、蔦沢、河東、土万の3路線の運行を実施をいたしております。中でも、一番利用実績が多いのが蔦沢線でございます、1便あたり利用者数が2.39人というふうになっております。そういった数字的には少のうございますので、申し入れのありましたような定期運行よりもデマンドで運行するほうが効率的な運行であるということに至っているところでございます。

また、実証運行の実施期間につきましては、なるべく早い時期、いわゆる4月からの運行開始に向けて取り組んでいるところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 10番、實友 勉議員。

○10番（實友 勉君） ありがとうございます。

1点目の山林の索道技術についてお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

索道での搬出を最近あまり見なくなった。市長のほうもそういったようにお答えをいただきましたけれども、大型機械についての補助制度がありまして、最近、大型機械を購入し、作業をしていくというのが主になったように思っております。

ところが、質問いたしましたように、山林を傷めるということでは、やはり索道がいいのではないかというふうには、私自身は思うわけでございますが、索道の搬出と大型機械の搬出でのコスト面での差というのは、把握をされておりましたら教

えていただきたいというように思います。

それと、伐採届けが出た林地につきまして、市として、今も市長のほうからは指導もしていきたいというふうなお話もございましたけれども、確認とか、それから指導に入っていただくことはできないでしょうか。そういったことも一つお伺いをしたいというふうに思います。非常に大型機械で工事をされたところによりますと、2年、3年と下流の谷が濁ったままの状況のところがございます。そういったこともございますので、一度指導に入ってもらいたいというふうなことはできないのか、お伺いをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、先ほどの御質問の2点についてお答えをしたいと思います。

まず、索道を使った場合と、大型機械を使って作業道等を開設した場合のコストの比較の御質問でございます。まず、基本的には、索道を使うということにつきましては、やはり、伐採の1団地、ロットと索道の設置費用の費用対効果であると私は思っております。

そのような中で、やはり、今まではまとまった伐採の区域がなかったという状況の中で、どうしても索道のほうは費用対効果としてあらわれなかったと。極端に言いましたら、索道を使って搬出しようとする場合、木を1本出そうとすることも何百ヘクタールの団地を出そうとするのも、設置費用には変わらないという中で、今のようになっていると思います。

先ほど、市長が申されましたように、新年度から搬出の材積に当たりまして、それぞれ新しい制度が出ております。この制度の内容を見ますと、今の環境対策育林のもとになっております造林事業の基礎単価になるものでございます。参考までに、これも搬出量によって違うわけですが、ヘクタール当たり10立米から20立米搬出する場合、車両系でございましたら12万9,000円。それから、索道でいきましたら13万6,000円ということで、5,000円程度の差が出てというふうなデータもございます。このことにつきましては、先ほど答弁ありましたように、国なり県の補助の適用の要綱が明らかになり次第、市としても対応していきたいというふうに考えております。

それから、2点目の伐採の跡地の関係でございます。現在も県で行っていただいています森林パトロール、また、市で森林巡視事業等々も行ってありますが、小規模

な部分の伐採跡地の確認もすべてできているということは、なかなか難しい状況にもございます。

今後、先ほど御指摘がありましたように、2次災害なり、またいろんな面での広域的機能の阻害ということにもなっておりますので、跡地伐採の確認等についてはあらゆる手段を通じて、また確認をしていきたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 10番、實友 勉議員。

○10番（實友 勉君） それでは、公共交通についてお伺いをしたいというふうに思います。

今、実証運行の計画等、詳しく教えていただいたんですが、ちょうど私たちの地域のもしもしバスについては、デマンド方式とかいうふうにおっしゃいました。というのは、今と同じような方法で運行されるというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） はい、来年度は同じ方法で運行したいと考えております。

○議長（岡田初雄君） 10番、實友 勉議員。

○10番（實友 勉君） このことにつきましても、例えば小茅野でありますとか、そういったところについては、非常にありがたく思っておられまして、感謝をされているところでございますけれども、例えば、上ノ上から以前定期バスが運行してありましたところによりますと、以前から非常に不便になったと、そして、みんな8年も経ちますと高齢者になりまして、買い物一つ行けない。人に頼んで乗せてもらう。ひとり住まいの方もたくさんおいでになりまして、非常に不便をこうむっていただいているところなんです。何とか、ここは一日に2往復でも結構でございますので、今、もしもしバスを切りかえていただきまして、もしもしバスは一日に7回行っていたいただいているのでございますけれども、その7回の分の2回ほど何とか定期的なことに変えていただくことはできないでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 申しあげましたように、かなりの公共交通ネットワークにも財源を投入をいたしておるところでございます。どういう負担でどういうものが望ましいかということは、この3年ほどで公共交通活性化協議会、あるいは交通会議でいろいろ議論をいただきました。

申しあげましたように、市民の方々の負担を伴います。そういった中でどれぐら

いの整備をすれば、市民の方に不十分でも納得いただけるのかなというところをいろいろ協議をいただいたわけでございます。みんなで決めたことは、少し不自由を感じるけど、みんなで守って継続していこうという思いもございました。そういう中で、今私が申し上げましたように、デマンドの方式を平成23年度は続けるということになっておるところでございます。

公共交通の活性化協議会につきましても、この後もいろいろ検証なり、今後のあり方についてさらに検討を加えるということになっておりますので、その場の議論にさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 10番、實友 勉議員。

○10番（實友 勉君） 今後も考えていってやろうというふうにおっしゃいましたので、いい方向に捉えまして了承をしたいというふうに思います。

それと、実証運行につきましては、前回質問いたしましたときには、3年間をするというふうに回答をいただいたように思っておりますけれども、今年、同僚議員の質問の中では1年間というふうにおっしゃいましたが、どちらが合ってるのかお答えをいただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） 失礼します。

実証運行については1年間を見ております。ただし、そういうふうな中での運行のあり方の休止であったり、運行形態の見直し等々もまた次年度、運行を見直してやっていくというふうな一定継続的な考え方もございますので、とりあえずは実証運行の形態は1年であるというふうなことで御理解いただきたいということです。

○議長（岡田初雄君） 以上で、10番、實友 勉議員議員の一般質問を終わります。

続いて、8番、福嶋 斉議員。

○8番（福嶋 斉君） 8番、福嶋です。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

つい昨日5日前の2月27日の読売新聞に載っていた分ですけども、医療と法、対立から対話へということで、訴訟で相互不信、現場は疲弊というような見出しで、医療と法律の関係者が医療紛争や医の倫理について対話する「医療と法ネットワーク」が発足し、3月5日、明日京都で初のフォーラムを開きます。

医療訴訟の場では、医療関係者とそして弁護士、法律家ですね、互いに不信感をぶつけ合う例が増えています。このネットワークはそうした両者の対話を進めることで、医療現場の疲弊を防ぎ、患者の利益に繋げることを目的とし、昨年12月か

ら活動を開始しています。

また、3月2日の新聞紙上におきましても、患者本位で進む医療ということが大きく取り上げられていました。そうした点から宍粟市すべての市民の皆さんが関心を持ち、また、診療を受けるそういう医療という中で、特に総合病院の医療についてお伺いしたいと思います。

総合病院の医療者は、少ない人数で日々頑張っていることは重々承知しています。総合病院が患者や家族と信頼関係を保ち、築くために、多忙だとは思いますが、丁寧に対話を重ねることが大事です。そうした姿勢が病院の明るい未来に繋がると信じています。

そこで、質問いたします。

医療事故などの問題が起きたとき、患者や家族と医師らの対話を促し、対立を改善しようとする取り組みはされていますか。

2番目、対話を橋渡しする専門の担当者を置く病院も増えています。専門担当者の導入によって関係を修復できるケースも増え、患者や家族と医療者の信頼関係が深まります。そこで、専門担当者の導入についての考えをお伺いします。

次に、患者が死亡し、その原因が医療ミスであった場合、総合病院ではどのような対応をされていますか。また、ミスがなかった場合の遺族に対する説明についても聞かせていただきたいと思います。

4番目に、日本の病院において、死亡事故の事実を隠ぺいし、検証しないまま紛争処理に走る病院があると聞いています。総合病院では、そうならないためにどのような対策をなされていますか。

次に、総合医療についてお伺いをします。

ほとんどの病気を一人で診る総合医、総合診療が特に地方の医師不足の病院を救うとまで言われています。総合医療についての考えをお伺いします。

続きまして、鳥インフルエンザについて。

鳥インフルエンザの強毒性ウイルス（H5N1型）の野鳥も含めた鳥から鳥への感染、これは野鳥が持ってくるんですけど、最初は、の感染が広がっています。そこで、人から人への感染に備えて宍粟市でも心構えが必要です。

宍粟市において、強毒性インフルエンザが発症した場合、現在、入院するところがどこにもございません。緊急事態が起こったとき、どのような対応を行うのか伺います。あわせて、宍粟総合病院において、進行している強毒性インフルエンザの患者などの隔離室の進捗状況、ノロウイルスなどの外来診察室の別室改造状況を伺

います。

近い将来、強毒性インフルエンザが蔓延するかもしれません。現在、準備しているもの、これから準備するものなどがあれば伺いたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 福嶋 齊議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 福嶋議員の質問にお答えをいたします。

医療事故が起きた場合の医師等と患者や家族との対話を橋渡しをする体制についてであります。病院と患者さんとの信頼関係を高めるために重要な取り組みであります。総合病院では、医療安全管理対策室を設置をいたしまして、専従の職員を配置しており、医師・看護師より直接患者さんや家族の方に説明できる体制を作っております。

次に、医療ミスが起き、患者さんが死亡されることがあった場合の対応、死亡事故の事実を隠ぺいし、検証しないまま紛争処理に走らないための対策についてであります。医療事故が発生した場合には、内部の医療安全管理対策委員会において、事故の原因分析を行い、再発防止に努めるとともに、必要に応じ医療に精通した顧問弁護士及び外部の有識者等を加えた医療事故調査委員会を設置するようにしております。

また、病院で亡くなった場合は、担当の医師を交え、遺族に対して医療経過を納得いただけるまで丁寧に説明するということにいたしております。

次に、総合医療についてであります。神戸大学や兵庫医科大学においても数年前から総合診療部等を設け、地域に根ざした家庭医、さまざまな疾患の初期診療に携わる救急医、総合内科等の育成を図っているところであります。

医師不足の中で、地域医療を担っている宍粟総合病院や千種・波賀診療所に勤務する医師においては、内科や小児科などの幅広い診断能力を持ち、初期治療とともに今後の治療方針を決定するなど、柔軟に対応できる総合診療医師の確保が必要であるというふうに考えております。

次に、強毒性インフルエンザが発生し、緊急事態が発生したときの対応でございます。 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づきまして、県知事が指定した第二種感染症指定医療機関に入院することになります。西播磨圏域では感染症病床を保有する赤穂市民病院となりますが、そこだけでは対応できない場合は、県の指示により対応するというところになって

あります。

後の詳細等につきましては、それぞれ担当部長が説明を申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） 強毒性のインフルエンザに対する準備についてでございますけども、現在、幸いにも世界的に人への感染事例は報告されておられません。

しかしながら、インフルエンザウイルスは、数十年に一度の割合で大きな変化を起こしまして、人から人へと感染を起こす「新型インフルエンザ」となると言われております。この場合、人にとっては感染経験のない新しいウイルスでありますので、当然、抗体を持っている人はなく、世界的な大流行を起こす危機的な状況が想定されております。

当市では、平成21年8月に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、所管部局の対応を定めているところでありますが、現在、国県の指導をいただきながら、具体的な対応方法を今後検討することとしております。

それで、現段階では、予防対策といたしまして、サージカルマスクの約13万枚、手指消毒剤約700本、400リットルでございますけども、それから、防護服50着を備蓄いたしております。今後、計画的な更新や備蓄数量を増やしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 総合病院事務部長、広本栄三君。

○総合病院事務部長（広本栄三君） 失礼します。私のほうからは、強毒性インフルエンザ患者の隔離室の進捗状況、また、ノロウイルス等の外来診察室の改造状況についてお答えを申し上げます。

これにつきましては、地域活性化交付金で整備をするわけでございますが、発熱外来の診察室と感染対応の応急処置室という捉え方で整備をしております。現在、設計業者の選定を行っております。感染対応の設計ができるという業者ということで、非常に選定に時間がかかっておりますが、できるだけ早期に対応したいということで考えております。よろしく申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 8番、福嶋 斉議員。

○8番（福嶋 斉君） 最初に、鳥インフルエンザについてのことで再質問をいたします。

先ほど、企画部長のほうから、世界で人への感染はないというふうにおっしゃいましたんですが、実は、北海道大学大学院の感染症リサーチセンター長の喜田 宏

さんという方が、このH5N1ウイルスの人への感染をすごく心配されております。そして、今回、日本だけではなく、世界の62カ国にこの強毒型のウイルスによる鳥インフルエンザが広がっております。

そして、現在、人への感染報告は15カ国あるんですね。そして、520例あるそうでございます。そして、中国、ベトナム、インドネシア、エジプトで鳥にワクチンを接種するんですね、そうすると、鳥がかかっても死ななくて済むということで、鳥にワクチンを接種する、殺処分をおろそかになるということで、ウイルスが常在化するということ、そういったことが多くの国に広がっていると。

そして、先ほど言いました、人への感染例が520例というふうに申しましたが、その87%が先ほどの中国、ベトナム、インドネシア、エジプトの4カ国なんですね。やっぱり、そういうことにおいて、大変かわいそうではあるけども、やはり殺処分というものはきちりとやらなければいけないということでございます。

そして、もしこれが日本において流行が蔓延した場合、最悪は、御存じであると思いますが、62万人が死亡すると、そういうように今言われております。これ、あくまで仮定でございますが、そういったことも含めて、やはり、先手を打って対策をしていただきたいと、かように思います。何か答えがあれば。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） 現在、関係機関課といいますか、関係課の関係部局におきまして、いわゆる鳥インフルエンザのことでレベル2というふうな、そういうふうな段階であるというふうな、鳥インフルエンザに限ってのことなんですけども、主幹部局の危機対策会議というふうなことを持たせていただいております。今後、県の情報やいろんな情報を入れながら、先ほど言っていたいただきました福嶋議員の事例も調査いたしまして、対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 8番、福嶋 斉議員。

○8番（福嶋 斉君） 先ほど、隔離するところ、入院するところ、赤穂市民病院と言われておりましたけれども、確か私の聞いたところでは6床ぐらいしかベット数がないというふうに聞いております。例えば、どこか離れたところで、この宍粟市内においてもビルというか、空き家というか、そういうものがあれば、そういうところで対応するというようなこと考え方はないでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 総合病院事務部長、広本栄三君。

○総合病院事務部長（広本栄三君） 失礼します。先ほど、市長のほうから御答弁い

ただいたんですが、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の中では、今言われたように、この西播磨圏域では赤穂市民病院の感染病床4床しかないというのが現状でございます、一番次に近いところは姫路の赤十字病院の6床ということになっております。県下でも非常に少ないという現状の中で、今おっしゃった部分が大きな課題となっております、その対策として、どうしようかという話も西播磨の医療部会の中でお話が出ております。

県のほうが音頭を取っていただいて、医師会の会長さんを含め医師会の役員さんと総合病院の院長さん、また、市のほうの関係員も含めた中で、新型インフルエンザの地域連絡会議を開催しようという動きがございまして、今言われましたように、本当に危機的な状況になったときにどうするんだということを検討しようという会議も進むようになっております。

ただ、非常に難しいのは、今言いましたように、それだけの人数を入院させるようなところというのは現実的にどこの地域においても、これは考えるのが非常に難しいということでございます。総合病院でも新生児がおりますし、それから、人工透析の患者さんもいらっしゃいます。そういうところに移りますと本当に危ない状況になっておりますので、例えば今言われましたように、どこかの施設をすべてそれに使うんだとか、そういうようなことも視野に入れながら検討をしていきたいなという考え方を持っております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 8番、福嶋 斉議員。

○8番（福嶋 斉君） そのとおりで今いる病院で患者さんを受け入れるというわけにはいかないと思います。そのとおりでございます。何かそういうことがあった場合には、できるだけ早目に手を打っていただきたいとこういうように思います。

続きまして、医療のことについてお伺いしたいと思います。病院と、先ほどいろいろ市長のほうからの答弁がございましたが、病院と患者や家族ということについて、いろいろなことがあるんですけど、僕はまず、事故が起きた場合の真実、事実ですね、事実を共有する、共有するということは簡単な説明では多分共有できないと思うんですね。やはり、丁寧に、できるだけ丁寧に。そういったことは日常の診察の中でも、やはりそういう対話を重ねるといえるか、そうしたことによって事実をまず明らかにする。ところが、これは国によって違うんでしょうけども、アメリカなんかだったら、そういうものの事実を出して、そしてやるらしいんですね。日本の場合は、往々にして隠ぺいをするというのは結構あるらしいという、これ一般論

でございます。

そうした中で、やっぱり、信頼関係というものは一番大事で、それによって病院は栄えていくということだと思いうので、そして、患者さん、家族も安心できると思いうんですね。そうしたことで、やはり、事実を共有するという、それに尽きると思います。

あるお医者さんの、これ一つ悪い例ですけど、悪いというか大変だったという医師の声なんですけど、患者の死亡事故を経験した医師は、病院として事実を検証しないまま、対話というより紛争に走ってしまったような感じがしますと、こういうように言っておられるし、それから、また看護師さんが、いわゆる対話の中に入ったら、患者さんには病院の人は信じられないと言われるし、医師には苦情は担当者が処理してと言っって非協力的になるという、二人の言葉を看護師さんが聞いて、双方からサウンドバックみたいなたたかれたような気がしたというような、そういうようなことが書いてあります。

そこで、一つ専門の、先ほども専従の職員というふうに書かれていますが、その職員さんがちゃんと対応されていると思いますが、一つこういう例があるんですね、この方は、夫が要するに入院中に医療ミスによって亡くなるわけですね、その方が院内の相談員になったという、これは大阪府松原市にある阪南病院で院内相談員を務める北田淳子さんという方が、2004年にこの病院で起きた事故がもとで夫を亡くしましたと、夫は筋萎縮症の難病で人工呼吸器が手放せなかったが、病院のミスで呼吸器の管がはずれ、2カ月後に帰らぬ人となりました。2カ月間病院側はこれ以上苦痛を与えまいと一生懸命やってくれたことは感じた。だからといって許せるかどうかはわからないと。北田さんはそういうふうに言われています。

そして、財政難で体制刷新を図っていたこの病院側は、患者の人権を尊重した医療に取り組みたいので橋渡し役になってほしいと2005年に依頼を受けて、そして、特に医療の知識もないと戸惑ったんですけども、事故やトラブルの防止に繋がるお手伝いができるのならということ、決断して引き受けたと。

患者や家族が気軽に足を運び、愚痴や苦情を言ったり、また、茶のみ話をしたりできる患者苦情室「とまり木」というのを2006年に開設をしております。それから、常駐の、そして2006年に相談員になったと。

それから、患者から血液検査の見方がわからないという簡単なことですね、言われればわかりやすく解説した一覧表を外来窓口の窓口に置いてもらったり、あるいは、職員の態度が悪かったとの苦情は、職員の研修実施に繋がったと。それから、事故

をめぐるトラブルにも対応しています。北田さんは説明がわかりにくいとか、親身になって対応してくれないとか、患者の不満や苦情の裏にはわけがある。それに気づくことが、そして、耳を傾けることが病院の改善に繋がると、こういうようにお話ししておる。僕も、このとおりだと思うので、そういうようにしてしっかりと対応をしていただきたい。

あと、総合医療におきまして、これは、やはり総合医療というものは、皆さん、再生をして、そして、立派に病院を立て直されたという例がたくさんございます。こういったところは、やはり、強い危機感を持って、やはり頑張った病院がその発展に繋がったというふうになっています。いろいろと有名な長野県の諏訪中央病院、ここは一番全国でも有名で、きちっと確立ができております。ここにおいても、そうした総合医療というものは重点的にやられております。近くでは、前にも申しましたけども、鳥取県の日南病院、ここにおいても総合医、こうした病院はどちらも鎌田先生とか鳥取の出身の自治医大の教授さんですけども、こういった両方の方は、やはり、本当に行ったときにはもうつぶすんやというような病院ばかりだったという、そこを再生してやられたという、救急車が素通りしたとか、あるいは胃がんを見つけたら、その晩おらんようになって、ここで手術したら殺されてしまうという夜逃げしたというような、そういうふうなことも実際にあったというようなことが、どちらの病院にもいろいろあったらしいです。やはり、それだからこそ一生懸命やりがいがあったと。そうしたところ。あるいは、千葉県におきまして、そうした総合医療というものが本当に今の医師不足というもののの中で、医療を、特に地方の医療を救うというふうに言われております。そういったことについて、今言いましたことについて、何か答弁がございましたら。

○議長（岡田初雄君） 総合病院事務部長、広本栄三君。

○総合病院事務部長（広本栄三君） 失礼します。まず、最初の市長のほうから御説明をさせていただきますました医療安全管理対策室を簡単に御説明させていただきます。

この対策室につきましては、うちの山崎医療監のほうに室長になっておりまして、そして、専従職員として副看護部長2名を配置をしております。やはり、逆に医療メディエーターというような資格というんですか、そういうような研修もある制度が今できかけているんですが、それと、同じような機能を持たすということで、やはり、患者さんの間に入るとしたら、医療的な知識をかなり持ってないとなかなか相談にも乗れないということもございます。ですから、副看護部長という特にいろんな分野に精通している職員を特に配置をさせていただいたという形でございます。

また、相談窓口も医事課のほうにしておりますので、医事課のほうに御相談をしていただいて、その中で医療に関することがございましたら、医療安全室のほうに繋ぐという体制をとっております。

ただ、市民の方に非常に見えにくい部分もあるかと思っておりますので、さらにその部分については、わかりやすい形で広報、啓発していきたいなというように考えております。

それから、総合医療の総合診療科の関係なんですが、非常にこれについては、今、大学でもそういう診療部を設けられて、そこで若手の初期研修と、それから後期研修の職員をそこに配置するというので、5年、6年の研修をして総合的に診る医師をつくらうということで育成されております。

ただ、それぞれの大学の中では、ちょっとニュアンスが違うのかなというところもございまして、今、議員さんおっしゃった部分のところまでの育成ができる、お医者さんができるのかどないかということも、ちょっと疑問なところもあるんですが、この近隣では神戸大学、また兵庫医科大学、鳥取大学、岡山大学というところについては、全部そういう総合診療部を設けられて、医師の育成に図っておられますので、そういう職員の確保というんですか、というところにも力を入れていきたいなというように考えております。よろしく申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 8番、福嶋 斉議員。

○8番（福嶋 斉君） ありがとうございます。今、言われたとおりにやっていたらいいんじゃないかと思いますが、いずれにいたしましても、今言われたことの中で、これは一つ改善すべきことかなという、横の連絡とかも十分に取っていただいたりして、その中でできるだけ病院として、これからの状態が市民に喜ばれるようにやっていただきたいと思っております。

以上です。終わります。

○議長（岡田初雄君） 以上で、8番、福嶋 斉議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後2時55分まで休憩いたします。

午後 2時42分休憩

午後 2時55分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

16番、藤原正憲議員。

○16番（藤原正憲君） 16番、藤原でございます。皆様、大変お疲れのことと思いますけども、いましばらくお付き合いのほどをよろしくお願いいたします。

それでは、通告しておりますところの大きく2点につきまして、質問させていただきたいと思っております。

1点目の幼保一元化についてですが、私の所属する委員会の所管でもありますが、あえて確認も含めまして質問をいたします。一部、同僚議員との質問と重複している部分があるかと思っておりますが、この点よろしくお願いをいたしたいと思っております。

さて、学校規模適正化推進計画によりまして、この4月1日から伝統ある千種東小学校が閉校に、そして北小学校も来年統合されることになりました。地域から学校がなくなるということは、本当に地域の皆さんにとって残念であったと、このように思うわけでございます。

少子化で一部仕方ないという思いもあろうかと思っておりますけども、英断された千種の住民の皆さんに深く感動するものでございます。この結果といいますか、これから10年、20年後にこの決断がよかった、本当に間違っていなかったと言えるように、当局、教育委員会も含めまして、今後しっかりと取り組んでいただきたいなとこのように思います。

さて、幼保一元化についても学校規模適正化計画とあわせ、平成21年度にこの推進計画が策定されております。波賀・千種でそれに基づきまして、それぞれ説明会が実施されておりますが、ここまでの取り組み状況、そしてまた、市民の反応について詳しく報告を願いたいと、お尋ねをいたします。

次に、2点目の上下水道料金についてですが、上下水道料金の改定について、ここまでいろいろと議論なり、説明もされておりますが、私自身が納得できないといえますか、あるいは一部勉強不足かもしれませんが、疑問点について、また細かい部分への質問になりますが、答弁に向けてお願いいたしたいと思っております。

さて、今回の改正は、御案内のとおり、最高で水道で55%アップ、下水では実に52%アップにと大幅な改定になっておるところでございます。

大変経済状況の厳しい中、新年度予算でも個人市民税が大幅な減収になると、いわゆるデフレ不況の影響で大変な状況になっておりますが、なぜこの時期に改正なのか、せめて合併特例債のある期間内に緩やかに調整していただくと、こういうことが考えられなかったのかと私自身は残念に思います。

しかも基本料金が大幅にアップになっておるわけでございます。千種町もそうだ

と思いますが、波賀町で高齢者2人世帯、大体私とこもそうなんですけども、月に15立米少々かなと、月の使用料がであります。3人世帯としても25立米にはならないのではないかなと、私思うんですけども、仮に、この15立米の使用で比較すると、現行料金で波賀の場合、2,045円が改正後は3,375円に、実に65%アップになっております。千種の場合も同様に2,310円が3,375円となり、46%のアップになっておるところでございます。私は、原因は基本料金にあるのかなと思っています。高い、県下でも本当に1番、2番と言われている高いと言われている山崎上水でも基本料金が月に2,100円であるのに、なぜ2,700円になったのか。この辺を根拠といいますか、説明をしていただきたいな、このように思います。

しかも、口径別の料金にしても、波賀の場合は20ミリから30ミリ、40ミリ、50ミリと細かく分類といいますか、されていたわけでございます。その口径によって、基本料金あるいは超過料金とも一般家庭よりも高目に設定されていましたが、今回の改正では、どちらも低くなっておるわけでございます。

また、基本料金にウエートを置くと、高齢者世帯等家族が少ない世帯につきましては、当然負担が重くなるわけでございます。そこで、市の積算どおり仮に25立米使ったとして、月に、波賀簡水の現行料金で計算すると月に3,190円、これに、1,446戸といいますか、件数といいますか、掛けますと年間に5,530万円、これは波賀簡水についてですけども、5,530万円。実際の平成21年度の決算といいますか、実績ではこの金額が7,500万円になっていると。差額2,000万円。この2,000万円をどう解釈すればいいのかと。私は、これは多分、先ほど申し上げましたとおり、口径の大きな、いわゆる事業所、それから学校等の公共施設、この分ではないかなと私はこのように思っているんですけども、同様に改定後の料金で算定しますと、同じようにこの1,446件を掛けましてしますと、収入は先ほど5,530万円といたしましたけど、改正後では8,200万円ということは、実質700万円の増であるということが言えます。

これ数字は、ちょっとあれですけどね。ということは、一般家庭分はこの時点でいわゆる50%ほど上がっております。金額にして2,700万円ぐらい一般家庭に振り替えされているのかな。今も言いましたように、700万円の増ですから、料金全体では9%のみのアップであると、このように思うわけです。

そこで、事業所と公共施設、口径20ミリ以上の大口使用家といいますか、この料金が安く設定・改定されているためにこうなったと思うんですけども、どうしてそう

されたのか。その根拠といいますか、説明を求めます。

次に、上水道についてですけれども、この企業債というのは、御案内のとおり借金した場合の元利償還につきましては、すべて全額というか、返さなければならない。いわゆる交付税措置はないわけでございます。簡易水道につきましては、簡易水道事業債、簡易水道のいわゆる改修等の借金につきましては、50%交付税措置といえますか、補助があると捉えてもいいんじゃないかなと思うんですけど、そういう措置がある。そして、その上に波賀・千種の簡易水道につきましては、過疎債という、いわゆる70%の補助があるわけでございます。大変有利な税金になって事業をしているということなんですが、この辺を市長がどのように認識されているのか、お答え願いたいと思います。

それから、最後になりますけれども、下水にいたしましても、山崎町の一部が従量制でございます。それ以外は人頭割ということで、人数によって基本料金があるんですけれども、算定されております。仮に水道使用料、21立米で月に下水道料金を計算しますと、山崎の従量制の地域では月1,890円、それ以外では3,200円となり、高いといえますか、高額になっております。私は、数字合わせだけでなく、いわゆる算定方式についても、この際きちっと統一をすべきではなかったかなとこのように思います。いかがでしょうか。

以上答弁を求めたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 藤原正憲議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 具体的なことにつきましては、それぞれ教育長なり担当部長から申し上げたいと思います。

初めの、初めといいますか、なぜ今なのかということでございますが、これは藤原議員よく御承知のとおりであります。これは合併後5年を目途にということを決められておるわけでありまして。5年というのはもうとうに過ぎてしまっているわけでもあります。合併後4年間については、皆さん方も職員もそれぞれに大変なことであつたらうというふうには理解をします。しかし、残された問題がそうした料金なり、あるいは使用料なり、あるいは山の関係、あるいは消防の関係、非常にお金がつきまとうものが先送りされてきているということでもあります。

今、私は逆にお聞きをしたいわけですが、それではこのままでいいのかどうか。このまま放っておきますと、これまでもであります、上下、億という金が一般財源として使えないということだと。

それから、もう一つは非常に一般財源がたくさん使われているところに、さらにそのまま放ったらかしていいのかどうかという基本的な考え方があるわけであり、確かに、そうすることによって高くはなるわけですが、しかしながら基本的な原則というものを守らないと、後からそれじゃあ、一般質問等でいろいろと出ておりましたが、一般財源使ってもうちちょっと安くしたらどうかと、宍粟市は高過ぎるということで、一般財源投入するにしても片方では非常に負担が少ないと、片方ではつついっばい払っているんだと、あるいは中間とか、いろいろあるわけですが、そこにさらに注ぎ込むということは不公平の不公平を生むということでもあります。その辺を十分お考えをいただきたいというふうに思います。

それから、学校の関係、あるいは幼保一元化の関係ですが、これも順番と申しますか、優先から申しますと、波賀町が次に来るわけなんで、その点もいろいろ御心配だろうと思うわけですが、これも逆にお聞きをしながらということも思うわけですが、それじゃあ、今のままでいいんですかということなんです。いいとおっしゃるなら、また別の話ですが、本当にそれでいいんでしょうか。こんなことも思うわけですが、そうした点を十分お考えをいただいて、そして、方法論だとか、そういうことであればまた別ですが、いつも申しますように何かわからんけど、頭から反対だということでは議論になりませんので、その点もひとつよろしくお願いをいたしたい。あとはそれぞれ説明を申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 御質問の幼保一元化のこれまでの取り組みの状況と今の保護者・市民の反応はということでございますけれども、今まで、それぞれ御質問にお答えした部分と重なるかと思っておりますけれども、まず、取り組みの基本的なところは、平成18年から就学前の子どもの教育・保育のあり方検討懇談会というような形でスタートしております。平成19年には教育懇談会、それから意識調査、それから平成20年度につきましては、宍粟市就学前の子どもの教育、あるいは保育のあり方基本方針、そういうものを受けて平成21年10月2日にこの幼保一元化の推進計画を策定して、学校規模適正化の推進計画とあわせて市内の2小学校区ごとにそれぞれ概要を説明してきたところでございます。平成22年度におきましては、計画の推進の優先度という形で実施計画をお示しする中で、千種中学校区を含めてそれぞれの小学校区に懇談会を立ち上げていただきながら、この学校の規模の適正化とあわせて御意見をいただいておりますというものが、まず取り組みの状況でございます。

そういう中で、千種中学校区におきましては、自治会や保護者の説明会において実施時期、あるいは場所、運営主体等について御説明をさせていただいておるところでございます。

その保護者あるいは市民の御意見はということですが、例えば、どうして民間の運営なのかと。あるいは、いわゆる幼児教育が保障できるのかということや、選択肢がなくなるのではないかとというようなこと。それから「こども園」としてどのような形で子どもを育てようとしていただいているのかということ。それから実施時期のこと。さまざまな形で課題、あるいは御意見をいただく中で、その都度それにつきまして、回を重ねながら進めておるところでございます。

平成20年、21年につきましては、例えば千種地区では懇談会といいますか、説明会もあわせて約20回の説明に入っておるところでございます。その中で、例えば、選択肢がなくなるというような公立と私立があったのが、いわゆる民間だけになるのじゃないかなと、そういうような御意見もいただいているわけですが、我々は市教育委員会としましては、いわゆる、例えば働いておる子育てが家で見ることができない方々にとっては、幼稚園にやりたくてもやれないじゃないかなという、そういう話の中で、いわゆる「こども園」というこの制度というのは、ある意味では、むしろ保護者の皆さん方の幅が、預ける制限がなくなるという意味では、幅が広がるのではないかと、そういうようなお話もさせていただいております。

また、民間で大丈夫なのかという部分につきましては、民間に任せてしまうのではないかと、そういうような御意見につきましても、例えば理事会、あるいは運営協議会というような名前でお示ししているところですが、運営あるいは経営につきましては、十分その理事等を派遣する中で、市としても参画をしていくというような、そういうお話、それから幼稚園の幼児教育ができるのかという部分につきましては、当然「こども園」ですので、保育園の機能と幼稚園の機能を両方備えたというのが原則でございますし、当然、幼稚園の認可をとるわけですので、公的にもそういう幼稚園の指導要領があるわけですので、それに乗っ取って認可が下りるわけですので、十分担保ができますよという話や、急に変わって大丈夫なのかという部分につきましては、職員も派遣することが可能ですよというような、そういうようなお話の中で、それぞれ御意見にこたえておるところでございます。

ただ、いろいろな御意見があったり、それから「こども園」というのは、まして

初めての、どういいますか、制度といいますか、施設というような部分がございますので、十分説明をさせていただく中で進めていきたいと考えております。

いずれにしても、今までの経験とか、今までの感覚とか、そういう部分で幼稚園はこうだ、あるいは保育所はこうだというような、そういう中で考えていくのではなくって、まず、子どもの育ちの状況や社会状況、そういうものが変化しておるとい、そういう中で保護者の就業、そういうものに関係なく、子どもの最適な教育・保育をどういうように提供していくかという、そういう視点で前向きに御議論をいただきたいという、そういうお話をさせていただいておるところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君） 私のほうからは、上下水道料金の改定につきまして、担当部のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

4点ほどあったかと思っております。

まず初めに、水道の基本料金についてであります。簡易水道の平成20年度決算額を基準といたしまして、平成23年度から平成25年度までの3カ年の収支予測と、一般会計からの基準内繰入金との関係から必要額を算定し、数値を決定しているところであります。

算定を行った結果、料金改定により必要額約9,500万円ほどになりますけれども、その必要額を確保しようとした場合、大きな改定額、計算しますと基本料金3,000円、従量料金150円ぐらいになります。その大きな改定額及び改定率となるため、今回は歳出の経費の削減に努めるとともに、現行料金の最高額、一宮の基本料金2,625円と従量料金126円を基本に検討しております。総額に占める基本料金と従量料金との割合は概ね6対4の割合で、料金確保を図る必要がありますので、算定した数字であります。

次に、水道料金の算定につきましては、口径別基本料金は、水道施設の規模により最も多く水を使われるときの水の量で決まりますので、水需要に応じまして口径別に設定しているところであります。

旧町の施設整備年度や地形的要因など、地域事情によりまして設定されている関係から、設定基準も料金もまちまちな状況であります。このような状態は望ましくなく、統一した基準が必要であります。特に、旧波賀町におきましては、生活に密着した料金であることから、なるべく個人の費用負担を少なく抑えるため、大口徑利用者に費用負担割合を大きくする設定としたと聞いております。

今回の改定の口径別料金体系は、口径別に水需要の件数や口径に応じた水量を確保できる統一した基準で算定されたものであります。口径によっては、安く設定されている箇所がありますが、使用者数も少ないことから水道料金総額では影響がないと考えております。

次に、簡易水道債、過疎債の件であります。水道施設を整備するときには、国庫補助金や簡易水道債、地域によっては過疎債などの起債と一般財源をもって整備を行っており、自主財源を持たない簡易水道会計などは、国庫補助や有利な起債に依存した形での整備となっていると考えております。

今回のように、波賀簡易水道施設整備を行うと、区域内給水人口が少なく、有利な起債などを活用しても、個別料金で試算しますと、料金が約3,200円、従量料金が150円程度となります。高額な料金設定をやむなくされます。このような関係を踏まえまして、当然、交付税措置のある簡易水道債や過疎債などを、有利な起債でありますので、活用している次第であります。

次に、下水道使用料の算定方法につきましては、旧町において、事業整備状況や地域事情などを考慮して、設定されている関係や生活用水に井戸水などの併用世帯が多い利用形態から、的確な汚水発生量の把握が困難でありました。そのことから、使用料体系も人頭制の採用となっております。

全国的には、従量制による使用料体系、約85%でありますけれども、この使用料体系がほとんどで、使用した水に応じまして発生する処理費をもとに使用料を算定しております。

また、下水事業は特別会計で運営されておりますが、平成25年には公営企業法適用の企業会計での運営が国で検討されていることから、使用した水の処理費用に対する費用負担が明確になることから、従量制による使用料の算定を検討し、市内同一使用料を統一したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 16番、藤原正憲議員。

○16番（藤原正憲君） それでは、再質問させていただきます。

先ほど、市長のほうから冒頭に上下水道料金について、このままでいいのですかというような質問があったわけですが、私が言いたいのは、要するに、このデフレ不況という厳しい状況の中で一編にこの40、50、60の値上げはいかなるものかなという思いで私の意見を述べました。しかも、合併特例という措置がありまして、まだあと5年間ですか、普通交付税が20億円余りだと思うのですけども、

追加交付というような格好で特例があるわけなんですから、その時点で緩やかに調整していただけないかなという思いで、私は申し上げた次第でございます。

それから、もう1点、最初の幼保一元化の件でございますけど、私はこの件については、別に反対の立場ではないわけでございます。ただ、もう少し十分に教育委員会のほうが適切にといいますか、そういう市民の方の意見とか質問に、例えば宿題で持って帰って後から答えますとか、そういう十分な対応ができていなかったのかなと、当初のあれがね。そやから、それにはやっぱり千種の小学校の、私は統合と言いたいですけども、規模適正化がまあまあといいますか、予定どおりスムーズにいったというより、ちょっと甘えがあったのかなというような気が、これは答弁要りませんけども、個人的にそういうような思いがして、ちょっと申し上げたわけでございます。

それでは、再質問させていただきたいと思います。

先ほども、教育長のほうから答弁いただきまして、千種でも20回とか本当にここまでたびたび説明をされております。私は本当にこれ同僚議員の以前の質問にもあったわけなんですけども、幼児教育・保育というのは、やっぱり、子どもの集団生活、集団活動を通じて、その中で子ども同士の遊びや、あるいは仲間づくりや、そんな中で知恵や知識が出てくるのかなと、このように思っています。そのために子育ての孤立化を防ぐ、そういう総合的な幼児教育、保育サービスを提供するという、これはもう子どもが減っておりますし、当然やらなければならないことで、そのように思っております。

ただ、やり方が、今も申し上げましたように十分やられていない。そして、北部市民にとってはこれは幼児教育の切り捨てなんじゃないかなというような、そういう一部市民の不信といいますか、不満といいますか、不安といいますか、そういうようなことが出てきているんじゃないかなと思います。

高山議員でしたかも質問されておりましたけれども、私はやっぱり、学校でもない、先生でもない、地域でもない、やっぱり子どもが、真に子どものためにといいますか、子どもを主人公において、この問題をきっちり捉えていただきたいな、このように思うわけでございます。

保護者、あるいは自治会等に対しても適切な説明といいますか、ある程度時間は仕方ないとしても、適切な説明責任を果たしていただきたい、このように思うわけでございます。

ある自治会長さんと、この間ちょっとお話をした中で、いずれ協議会設置とか、

そういうことになろうかと思うけども、今の時点で自治会に任してもらうんはちょっと荷が重いな、時期尚早やなというような意見も聞いております。これからは、教育長さんも地元でもあるんで、できましたら、教育長自らの口での説明といいますか、そういうことの依頼も、そういうこともしていただいたらなとこのように私は思うわけでございます。

もう1点だけ、このことで確認しておきたいんですけども、いろいろ説明責任を果たしていただいて、一定の理解を得られると思うんですけども、しかし、100%の納得というのはなかなか難しいんじゃないかと思えます。岩路議員も言われておりましたけども、私は、やはりこの一定の理解を得られた段階で、やはりこの子どもが主人公や、子どものためにとというスタンスで、是非決断といいますか、事業実施に向けて決断していただきたいと思うんですけども、その辺教育長の思いはいかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 平成22年度、本年度ですけれども、例えばまだ2月、3月ちょっと集計はできていないんですけども、出生者数が波賀で、平成22年度で1月末で10人です。それから、千種では1月末で12人です。非常に少子化という出生率が、出生者数が我々の想定を超えて少ないという状況の中で、今、藤原議員がお話いただきました子どものために、いわゆる保育・教育環境をどうつくっていくかということは非常に重要な要素ではないかと思っております。

例えば、こんなお話を聞かせていただきました。4、5歳児の子どもを短時間保育で4月から7月まで預かって、夏休みを家庭で、地域で過ごした子と、それから、長時間保育でずっと預かった子と9月の段階で大きないわゆる変化といいますか、状況があるという、そういう中で、基本的な生活習慣だとか、非常に今、保護者の労働環境といいますか、仕事の環境は厳しくなっております。昔のように地域の教育力があったり、家庭の教育力が非常に保障といいますか、子どもたちを育てる環境が難しい状況の中で、これは宍粟の例ではないんですけども、夏休みをどういう形で過ごすかということによって、9月の時点で子どもの育ちが非常に差が出てくるというようなお話も聞くわけです。

我々はそういうような社会状況の中で、今、この方向を皆さん方にお示ししておるわけです。ただ、議員が御指摘いただいておりますとおり、このことについては、「こども園」という部分につきましては、まさに初めての制度であり、施設の形をお示しするという、そういう部分では十分な丁寧な説明をしながら、保護者の皆さ

ん、あるいは自治会も含めて地域の皆さんに十分御理解をいただきながら、その上で、いわゆる協議会を立ち上げさせていただいて、具体的にじゃあどういう形でやるのかということをごさうさんと協議しながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 16番、藤原正憲議員。

○16番（藤原正憲君） 先ほども申し上げましたけども、100%の納得というのは多分無理だと思いますので、その辺を加味して行って説明責任をきっちりやっていただいて、一定の理解を得られたら、是非決断をして進めていただきたいなどこのように思うわけでございます。

次に、上下水道料金のごとでちょっと質問させていただきたいんですけども、ちょっと今さっき聞き漏らしたんかもしれないんですけども、私は1点目は山崎町の水道料金が2,100円の基本料金であると。確かに一宮町は2,600円ですが、何がしの金額、波賀町が1,400円ぐらいの金額だったものんですけども、それがなぜ2,700円になったのか。先ほど6対4か何か言われたのが、その比率でやられたということなのか。その辺ちょっと答弁、教えてください。

○議長（岡田初雄君） 水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君） 基本料金の考え方でありまして、水道料金の望ましい料金体系は、水道の利用者に対しまして必要かつ十分負担を求めるということとあります。それでいろんなシュミレーションを行っております。

まず最初に、基本料金3,000円と従量料金150円の場合とか、山崎に当てはめた場合の2,100円と従量料金210円とか、いろんなシュミレーションを行った結果、大きな改定額、大きな改定率となるため、今回は4町の最高額である一宮町の基準に合わせた額になっております。

それで、6対4につきましては、やはり、山間部におきましては、使用料がある程度望めません。やはり、基本料に定額制のところを主体にこう考えて、60%が基本料金、そのほかの40%が従量料金で、この不足額を賄うというような感じで今求めておりますので、理解をお願いしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 16番、藤原正憲議員。

○16番（藤原正憲君） それはわかったんですけども、先ほど口径別の料金のところでも答弁があったんですけども、私この口径13ミリと30ミリと水量を比較すると、さっき水量の話された答弁があったと思うんですけど、推量比較すると、半口径は2倍強なんですけども、流量的には6倍近い水量が流れると、そういうこと

で波賀町の場合は、そういう積算で水道料金を算定というんか、その基本料金、あるいは超過料金を決めておるわけなんです。例えば、13ミリと20ミリでもこの水量比較すると、2.3倍ぐらいになると思うんです。ですから、当然、それだけ水がよけ出るんだから負担してくださいというようなことで、別に市民負担を、当時は町民ですけども、町民負担を抑えるために設定した料金ではない。ただ、それは、私は合併前の地域の特性を生かしたと、そういうところも加味していただかなければ、ただ数字あわせだけで調整するのはいかがなものかなとそういう思いがあるんです。これは意見でいいんですけども、ですから、何で30ミリとか50ミリとか、大口径いうんか、大口いうんですか、その辺の設定はほな安いなりにずっと設定すべきじゃなかったかなと思うんですけども、その辺ちょっと答弁お願いします。

○議長（岡田初雄君） 水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君） この料金の口径別の関係につきましては、今、答弁しましたように、水需要の件数や口径に応じて数量を確保するというところで、統一した基準で考えております。

それで、今、さっき言われましたように、波賀町に置き直してみますと、件数が1,508件、今給水件数があります。その中で、13ミリの割合が96%、20ミリの割合が2%であります。25ミリが0.5%、それで30ミリが1.1%、50ミリが0.4%であります。波賀町に置きなおしますと、約13ミリでは旧単価によりましては、約5,000万円、新料金に直しますと約7,500万円で2,500万円の増になります。ほとんど13ミリが占めている割合であります。しかし、30ミリないし50ミリもありますので、計算しますと、旧料金では1,600万円、新単価で直しますと1,300万円、約300万円の減になります。それと、50ミリに直しますと旧単価では400万円、新単価では250万円、約160万円ほどの減になります。

しかし、これについてもトータル的に13ミリが96%を占めておりますので、差別的には波賀町におきましては、7,500万円の旧単価に置きなおしまして7,500万円、新単価におきましても9,500万円、差し引き2,000万円の増でパーセントに直しますと27.7%の増になります。そういうような関係で、30ミリ、50ミリに対しましては、今申しましたように2%の割合でありますので、この料金総額に対しましては、ほとんど影響がないんじゃないかというふうに考えております。

それと、もう一つ、30ミリ、40ミリ、50ミリ、75ミリ、100ミリと市内に事業所があります。それで、波賀町につきましては、特に50ミリの料金が高く設定されております。例えば、50ミリで、山崎であれば、基本料金が1万2,600円、一宮でありますと6,300円、波賀におきましては3万7,800円、千種におきましては735円、やはり、これらの料金がまちまちな状況であります。これもやはり望ましくありませんので、統一した基準が必要であります。

そこで、やはり比べましたら735円の千種町に対しましては、波賀町まで持っていくとしたら50倍の料金の高さになります。ここら辺をいろいろと検討した結果、1万3,000円というところが出ておりますので、あくまでもばらばらな料金の統一であります。そこら辺を御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 16番、藤原正憲議員。

○16番（藤原正憲君） もう1点、使用料が少ないというような、北部地区は少ないと。ですから、極端に言うたら、従量分を40%に抑えたということだったと思うんですけども、私、部から出ておる資料によりますと、ちょっと旧町別の実態調査という資料が出ておったと思うんです。それで、有収率水量をその件数といえますか、戸数といえますか、それで割り戻したときの表、ちょっとあれなんですけれども、山崎がたしか21立米だったと思います。一宮が23立米、月に。波賀が26立米、千種が18立米であったと思うんです。決して、千種は今接続中ですからいたし方ないとしても、波賀やら一宮が決してその基本料金を6割の部分で2,700円にするのは、ちょっと説得力がないのかなと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君） 料金の決定につきましては、総額に対しましてそれぞれシュミレーションをいたしまして決定をしております。その関係上、やはり山間部におきましては、上水道以外の井戸水、山水の併用が多々あります。千種町でもこちらで把握している数字は一日当たりの家庭で調べますと172リットル、波賀町につきましては280リットル、県下におきましては、平均が318リットルとなっております。しかし、宍粟市の平均は240リットルと、ほかに比べたら低い水準であります。これが、いうたら使用量が多くなれば水道料金は安くなるはずですが。水道の接続率や整備事業及び井戸水の使用などについて、これだけばらつきが出ているということでもあります。

その関係で、できたら安全・安心な水、井戸水を飲まないでできたら上水道を飲んでいただきたいということで、これからも接続の推進にかかわっていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 16番、藤原正憲議員。

○16番（藤原正憲君） 一応資料があったんですけども、旧町別の実態調査という資料、おたくの部から出ているんですけども、今言いましたように間違いありません。山崎町が月に21立米、一宮が23立米、波賀が26立米、千種が18立米ということで、逆に言うたら、山崎町の方もかなり井戸水とかを利用されているということになるんでしょうかね。

波賀町は確かに昭和50年に簡易水道の給水を開始いたしまして、その当時はやっぱり何で水に金が要るんやというような思いもあったんかどうか、炊事場に蛇口1本だけ出しているような家庭が多かったわけですけども、今はもうそんなことはない、ほとんど外の車を洗ったりする雑用水は知りませんが、家の中と申しますか、家庭内はすべて上水道にされておると私はこのように思うんですけども、そういう、もしこれ下水のいわゆる従量制のところにも関係してくるんですけど、やっぱりその辺、きっちり調査と申しますか、されているのかなとその辺どうでしょうかね。

○議長（岡田初雄君） 水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君） ちょっと正確な数字はここに持ち合わせておりませんので、答えられませんけれど、この料金決定に対しまして、水量の把握はきちっとしております。それで、今回の料金の算定の基礎にいたしまして、この料金を決めておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 16番、藤原正憲議員。

○16番（藤原正憲君） 先ほどもちょっと触れたんですけども、その下水にいたしましても、かなり従量制と人頭割ということで、人頭割にしたら、そらお金は取りやすいということで、計算もしやすいということになるのかもしれませんが、先ほど言いましたように、ほとんど水道の使用料というのは、そういう平均レベルで見たらあんまり差がないんじゃないかな、むしろ、一宮や波賀の水道使用量のほうが多くなっていると、そういう状況でございますので、やはり、この予算合わせというんですか、じゃなしに、その算定方式もやはり私は従量制のほうに統一すべきではなかったかな、がいいんじゃないかなとこのように思います。

これはもう答弁よろしいですけども、いずれにしても、毎日いただく水というこ

とで、生活に欠かすことのできない、本当に高齢者も、あるいは若い人も同じ水を飲むわけでございますので、安全・安心の水とともに、その料金につきましても今後しっかり検証していただきたいなど、このようにお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（岡田初雄君）　以上で、本日通告のありました一般質問は終わります。

よって、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月7日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

（午後　3時43分　散会）